

北杜市
公共施設等総合管理計画

平成29年3月
山梨県北杜市

はじめに

全国の自治体では「平成の大合併」以前、小中学校や行政庁舎等の基礎的な行政サービスを提供するための施設を始め、生活の質の向上を目的とする文化・スポーツ施設、地域活性化を目的とする観光や農林業施設等、あらゆる用途の施設を自治体ごとに整備する取組が進められてきました。また、これらの施設には、将来における少子高齢化、利用需要の変化を想定することなく、地域おこしや地域間競争等の観点から、各自治体が競って建設したものも数多く含まれています。

本市においては、8町村の合併により誕生したこともあり、市民1人当たりの施設面積では全国平均の2倍以上の面積を有しており、多くの類似施設を抱えている現状にあります。なお、比較的新しい施設を多く有してはいるものの、施設によっては老朽化等の課題が顕在化しています。

国においては、平成24年12月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故の発生をきっかけに、インフラの老朽化が急速に進展する状況を踏まえ、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を定めるとともに、平成26年4月に地方公共団体に対し、所有する全ての公共施設等の現状を把握し、総合的かつ計画的な管理を推進するために必要な基本方針や管理方法等を盛り込んだ「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しています。

また、急激な人口減少と少子高齢化の進行に伴う市税等の収入や普通交付税の減少、さらに、合併に伴う特例措置が終了したことによる普通交付税の増加額が縮減されるなど、厳しい財政状況を踏まえると、今後、総じて老朽化が進行し、大規模な修繕や更新が見込まれる多数の公共施設等について、何ら対策を講ずることなく現状を維持していくことは極めて困難であり、最適配置に向けての取組と計画的な保全の推進が避けては通れない状況となっています。

このような状況の中、「北杜市公共施設等総合管理計画」は、地域の状況を踏まえつつ、本市の公共施設等の管理を総合的かつ計画的に進めていくための「基本方針」として定めるものです。

なお、本計画に基づく公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の取組については、これまでと同様、地域や関係団体等との合意形成を図るとともに、必要な手続等を経た上で進めていくものとします。

目 次

第1章	目的と背景	1
1.	目的	1
2.	背景	1
3.	本計画の位置付け	2
4.	本計画の対象とする公共施設等の一覧	3
4.1.	公共施設	3
4.2.	インフラ	4
第2章	公共施設等の現況・人口、財政及び更新費用の見通し	5
1.	公共施設等の現況	5
1.1.	公共施設	5
1.1.1.	公共施設の全体像	5
1.1.2.	公共施設他団体との比較	6
1.1.3.	公共施設の築年別整備状況の推移	7
1.2.	インフラ	8
1.2.1.	インフラの全体像	8
(1)	道路、橋りょう、トンネル	8
(2)	上下水道施設	9
1.2.2.	インフラ他団体との比較	10
(1)	道路	10
(2)	橋りょう	10
(3)	上水道	11
(4)	下水道	11
1.2.3.	インフラの劣化状況等	12
(1)	道路（路面）	12
(2)	橋りょう	12
1.2.4.	インフラの整備計画	13
2.	人口の見通し	14
2.1.	人口と世帯数の推移	14
2.2.	年齢階層別人口の推移	14
2.3.	年齢別人口構成の見通し	15
2.4.	本市の人口ビジョンにおける将来人口の目標	15
3.	財政の見通し	16
3.1.	歳入の推移	16
3.2.	歳出の推移	17
3.3.	公共施設等の整備のための歳出額の推移	18
3.4.	公共施設等の整備における今後の財政見通し	18
4.	公共施設等の更新費用の推計	20
4.1.	試算条件	20
4.2.	単価等	20
(1)	公共施設	20
(2)	道路	21

(3) 橋りょう	21
(4) 上水道	22
(5) 下水道	22
4.3. 公共施設の推計結果	23
4.4. インフラの推計結果	24
4.5. 公共施設及びインフラの推計結果	24
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	25
1. 計画期間と目標	25
1.1. 計画期間	25
1.2. 目標	25
(1) 公共施設	25
(2) インフラ	25
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	26
2.1. 取組体制の構築	26
2.2. 情報管理	26
2.3. 共有方策	26
2.4. 職員の意識改革	26
3. 現状や課題に関する基本認識	27
3.1. 3つの課題	27
3.2. 課題に関する基本認識	27
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	29
4.1. 点検の実施方針	30
4.2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針	30
4.3. 安全確保の実施方針	30
4.4. 耐震化の実施方針	30
4.5. 長寿命化の実施方針	30
4.6. 統合や廃止の推進方針	31
4.7. 協働の推進	32
4.8. 必要な公共サービスの再構築	32
4.9. フォローアップの実施方針	32
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
1. 公共施設	33
1.1. 「義務的施設」と「その他施設」の分類	33
1.1.1. 義務的施設の考え方	33
1.1.2. その他施設の考え方	34
1.2. 施設類型ごとの方針	41
1.2.1. 行政系施設	41
1.2.2. 市民文化系施設	42
1.2.3. 社会教育系施設	43
1.2.4. スポーツ施設	43
1.2.5. 産業系施設	44
1.2.6. 子育て支援施設	46
1.2.7. 学校教育施設	47
1.2.8. 保健・福祉施設	48
1.2.9. 医療施設	49

1. 2. 10.	市営住宅.....	49
1. 2. 11.	供給処理施設.....	50
1. 2. 12.	その他.....	50
1. 2. 13.	普通財産.....	50
2.	インフラ.....	51
2. 1.	道路.....	52
2. 2.	橋りょう.....	52
2. 3.	トンネル.....	52
2. 4.	上水道.....	53
2. 5.	下水道.....	53
第 5 章	公共施設の統廃合による財政的効果の検証（シミュレーション）.....	54
1.	ケース別の条件設定.....	54
2.	推計結果.....	55
3.	検証結果に基づく考察.....	58

第1章 目的と背景

1. 目的

北杜市公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）は、平成 26 年 4 月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下、「総務省指針」という。）に基づくとともに、平成 25 年度に策定した「北杜市公共施設マネジメント白書」（以下、「白書」という。）で指摘された課題の解決に向けた今後の取組に対する基本的な考え方を示すものとして、インフラを含む全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定しました。

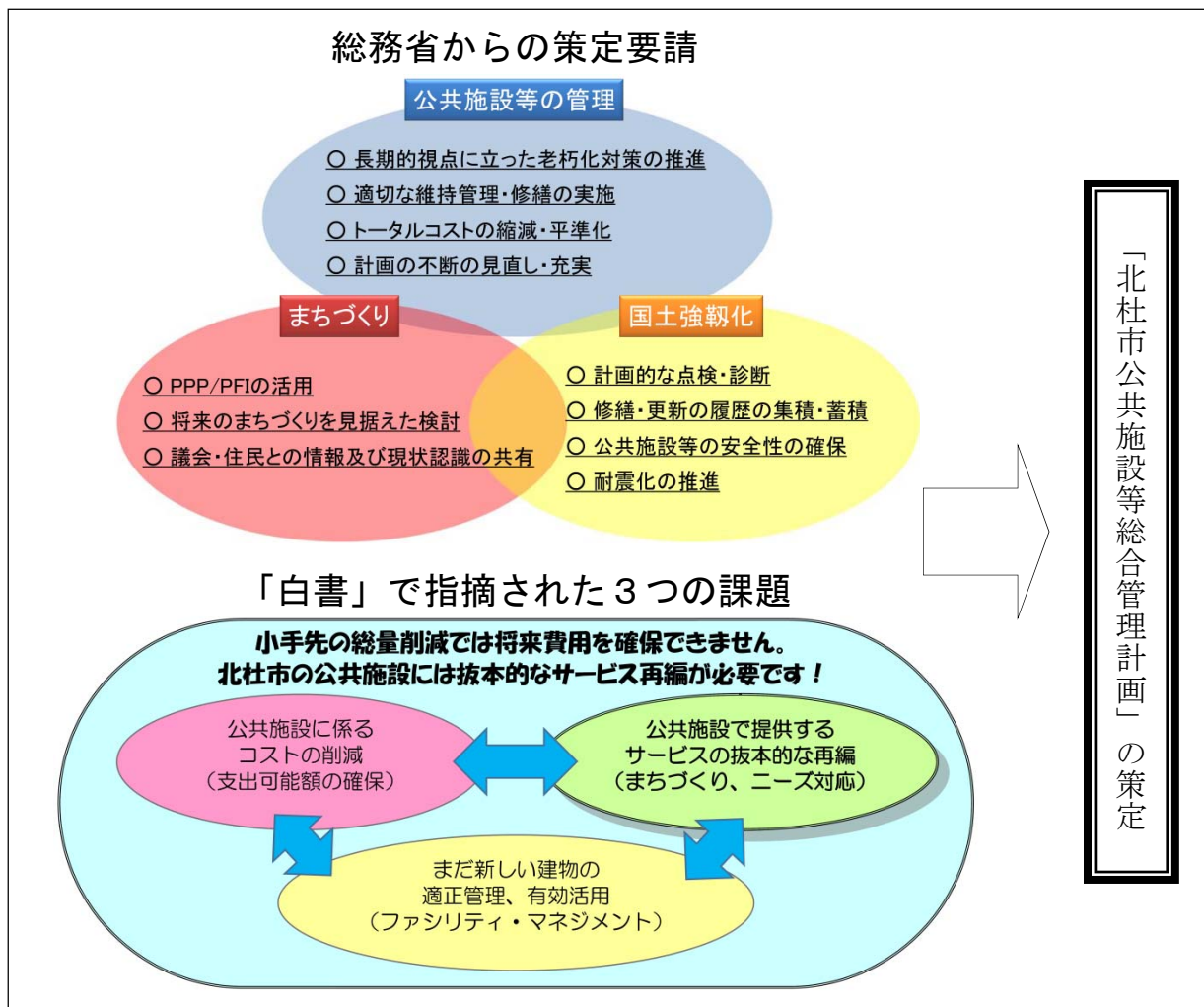
2. 背景

策定の背景として、本市が行ってきたこれまでの取組と、平成 26 年 4 月に総務省から示された総務省指針とが挙げられます。

本市が作成した白書では、人口減少・少子高齢化や大変厳しい財政見通しの中、合併前に旧町村が整備した多様かつ多数の公共施設を抱え、今後の課題として「公共施設に係るコストの削減」、「公共施設で提供するサービスの抜本的な再編」、「まだ新しい建物の適正管理、有効活用」の 3 点を指摘しています。

また、総務省指針によると、「公共施設等の管理」、「まちづくり」、「国土強靱化」を推進するため、道路や橋りょうといったインフラ資産を含む全ての公共施設等を対象に、現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針を記載することが求められています。

図 1-1. 策定の目的と背景



3. 本計画の位置付け

本計画の対象は、本市が保有する庁舎や学校等の「公共施設」と、道路や橋りょうといった「インフラ」を含む全てとし、これらを「公共施設等」と呼ぶこととします。

本計画の位置付けは、総務省指針に基づき、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示すもので、指針に示される記載すべき事項の内容を網羅することとします。(表 1-1)

また、本計画に基づき、特に必要と考えられる公共施設を対象として、その課題と今後取り組むべき解決策の方向性を明らかにするため「北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針」を別途策定します。(図 1-2)

なお、本計画は総務省指針に求められる記載内容を充足することにより、国の定める「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画としても位置付けられます。

図 1-2. 本計画の位置付け

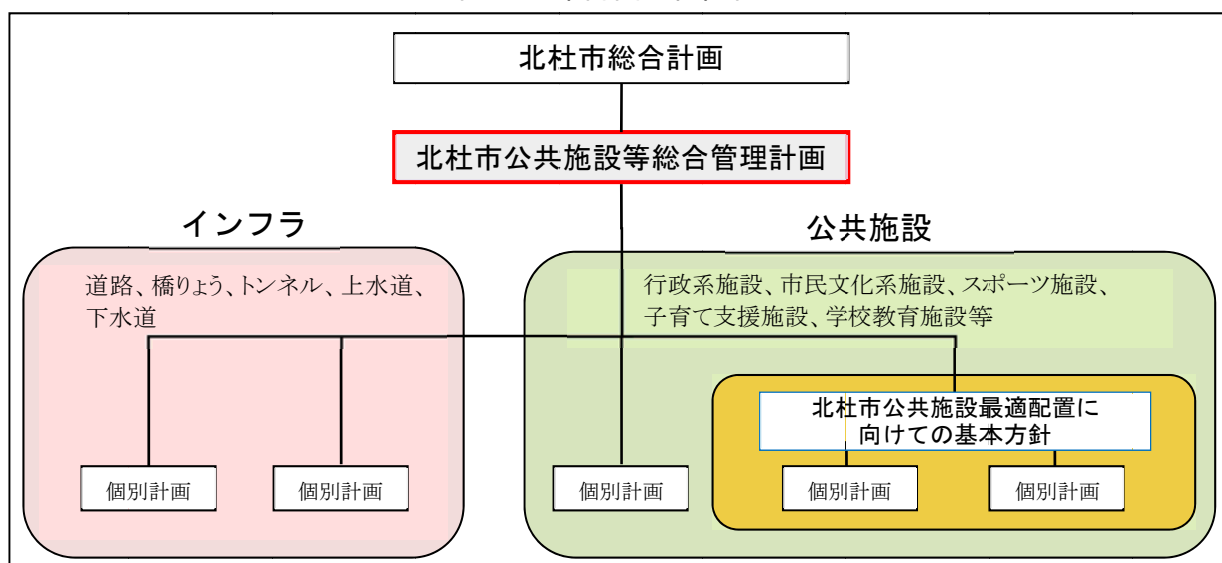


表 1-1. 総務省指針に示される記載すべき事項の内容

総務省指針	
一	公共施設等の現況及び将来の見通し
1	老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況
2	総人口や年代別人口についての今後の見通し
3	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等
二	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
1	計画期間
2	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
3	現状や課題に関する基本認識
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方
①	点検・診断等の実施方針
②	維持管理・修繕・更新等の実施方針
③	安全確保の実施方針
④	耐震化の実施方針
⑤	長寿命化の実施方針
⑥	統合や廃止の推進方針
⑦	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
5	フォローアップの実施方針
三	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

出典：公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について〔平成 26 年 4 月 22 日〕（総財務第 75 号）

4. 本計画の対象とする公共施設等の一覧

4.1. 公共施設

白書では人の滞留がない施設（附帯的な施設）は対象施設から除外していましたが、本計画では全ての施設を対象とし、全施設数の合計は 361 施設となっています。

表 1-2. 対象とする公共施設一覧

No.	大分類	中分類	数量		構成割合(%)	
			施設数	延床面積(m ²)	施設数	延床面積
1	行政系施設	庁舎等	10	18,090.70	2.8%	3.6%
		その他行政系施設	2	881.21	0.6%	0.2%
2	市民文化系施設	文化施設	3	8,133.30	0.8%	1.6%
		集会施設	10	12,287.39	2.8%	2.4%
3	社会教育系施設	図書館	8	5,011.70	2.2%	1.0%
		資料館等	12	9,035.42	3.3%	1.8%
4	スポーツ施設	プール	2	970.25	0.6%	0.2%
		体育館	9	18,360.77	2.5%	3.6%
		弓道場	2	177.66	0.5%	0.0%
		武道場	3	1,538.38	0.8%	0.3%
		屋内ゲートボール場	8	5,328.77	2.2%	1.1%
		グラウンド・管理施設等	21	2,754.82	5.8%	0.6%
5	産業系施設	観光施設	31	22,229.01	8.6%	4.4%
		農林施設	43	116,113.73	11.9%	22.9%
		温泉施設	10	16,687.44	2.8%	3.3%
6	子育て支援施設	幼児・児童施設	23	4,683.86	6.4%	0.9%
		保育施設	15	15,905.93	4.2%	3.1%
7	学校教育施設	学校	21	117,019.00	5.8%	23.1%
		その他教育施設	7	3,531.55	1.9%	0.7%
8	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	15	9,708.56	4.2%	1.9%
		障がい福祉施設	2	666.00	0.5%	0.1%
		保健施設	1	1,114.62	0.3%	0.2%
9	医療施設	医療施設	4	18,086.67	1.1%	3.6%
10	市営住宅	市営住宅	51	87,862.12	14.1%	17.4%
11	供給処理施設	供給処理施設	1	1,602.00	0.3%	0.3%
12	その他	その他	47	8,430.83	13.0%	1.7%
総 数			361	506,211.69	100%	100%

注) 普通財産については、「第 4 章」の「1.2 施設類型ごとの方針」のみ示すこととし、方針に基づき個別に施設解体等を検討します。

4.2. インフラ

本市が管理するインフラは表 1-3 のとおりですが、河川は、主な整備主体は国及び都道府県であること、また、適切に維持管理すれば永久に使用でき、耐用年数は無限大¹とされていることから、更新の概念がないものとして本計画の対象外とします。

なお、本計画で対象とするインフラの内訳は、道路は市道等、総延長 1,868.5km、橋りょう 631 橋、トンネル 6 か所のほか、上水道、下水道に関する諸施設となっています。

表 1-3. 対象とするインフラ一覧

分類		箇所数等	備考
道路	市道	1,087,591.2m	出典:道路現況調書(平成 28 年 3 月現在)
	農道	644,008.0m	出典:農林道台帳(平成 28 年 3 月現在)
	林道	136,889.1m	出典:農林道台帳(平成 28 年 3 月現在)
	合計	1,868,488.3m	
橋りょう		631 橋	出典:道路現況調書(平成 28 年 3 月現在) 農林道台帳(平成 28 年 3 月現在)
トンネル		6 か所	出典:トンネル調書
上水道施設 (簡易水道施設)	管路	1,038,525m	出典:平成 26 年度水道統計
	水源	80 か所	出典:上下水道事業地方公営企業法適用化基本計画(平成 28 年 2 月)
	配水池	114 か所	出典:上下水道事業地方公営企業法適用化基本計画(平成 28 年 2 月)
下水道施設	特定環境保全 公共下水道施設	管渠(管路)	531,240m
		終末処理場	13 か所
		マンホールポンプ場	267 か所
	農業集落排水 施設	管渠(管路)	210,440m
		処理場	26 か所
		マンホールポンプ場	182 か所
	特定地域生活 排水処理施設	合併浄化槽 (市町村設置型)	99 基
	合計	管渠(管路)	741,680m
		処理場	39 か所
		マンホールポンプ場	449 か所
		合併浄化槽	99 基

注) 出典記載のないものは、ヒアリングによる成果。

¹ 出典：平成 17 年度国土交通白書

第2章 公共施設等の現況・人口、財政及び更新費用の見通し

1. 公共施設等の現況

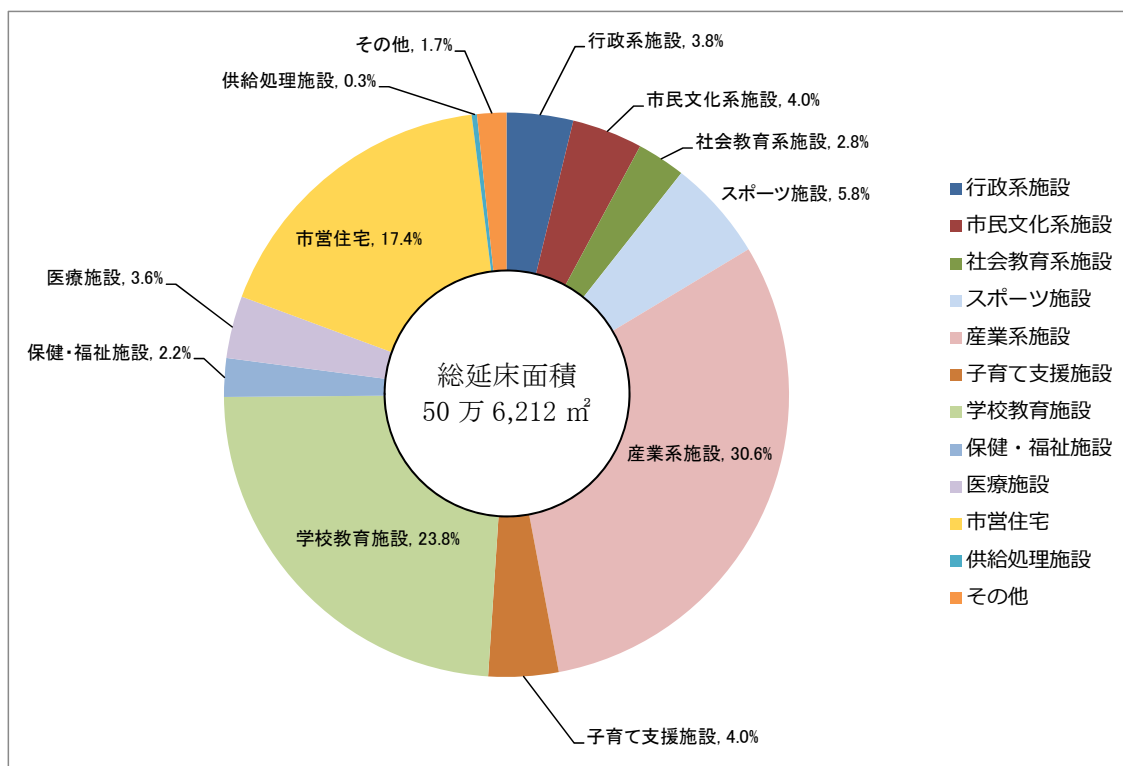
1.1. 公共施設

1.1.1. 公共施設の全体像

本市の保有する公共施設は361施設あり、延床面積は50万6,212㎡となっています。

延床面積の内訳によると、産業系施設が全体の30.6%を占め、次いで学校教育施設の23.8%、市営住宅の17.4%の順に多くなっており、この3分類で全体の7割以上を占めています。

図2-1. 公共施設の分類別延床面積



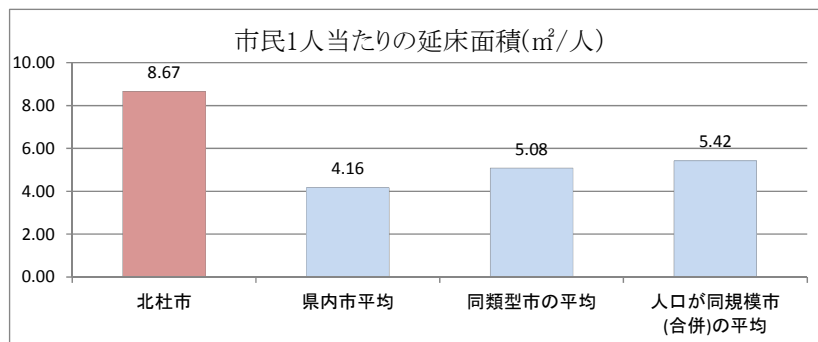
1.1.2. 公共施設その他団体との比較

本市が保有する公共施設の1人当たりの面積について、県内他市、同類型市（I-1²）及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

公共施設の比較は、地方公共団体の公共施設の現況を明らかにする「公共施設状況調」の調査結果をもとに行いました。その結果、本市の市民1人当たりの行政財産³（建物）の延床面積は8.67㎡/人⁴であるのに対し、県内市平均値は4.16㎡/人と、本市の方が2.1倍多いことが分かります。

また、同類型市（I-1）及び人口が同規模市（合併）との比較では、同類型市（I-1）の平均値⁵が5.08㎡/人、人口同規模市（合併）の平均値⁶が5.42㎡/人となっており、これと比較してもなお本市は1.6倍から1.7倍多い状況にあります。

図 2-2. 人口1人当たり行政財産（建物）延床面積の他団体との比較



出典：平成25年度公共施設状況調経年比較表（総務省）及び各住民基本台帳における平成28年1月1日現在の人口より算出

² 決算カードに記載の「類型」は、人口規模や産業構造により区分されていることから、類似団体の比較を「同類型」で行うこととした。北杜市はI-1類型に分類される。I-1類型都市とは、産業構造が二次産業95%未満かつ三次産業55%以上95%未満、人口が5万人未満の都市。

³ 出典：「平成25年度公共施設状況調経年比較表（総務省）」の「市町村経年比較表」に記載の行政財産のうち、土地を除いた施設。行政財産とは、市が行政上の目的のために保有しているもので、一般的に「公共施設等」とは行政財産のことを示す。

⁴ 人口は各住民基本台帳における平成28年1月1日現在の値。

⁵ 「山梨県内のI-1類型市」及び「山梨県以外の市は、北杜市と同規模の人口（4～5万人未満）のI-1類型市」の平均値。（平均値は北杜市を含む。また、山梨県以外のI-1類型市は人口に条件を付けて選定。）

⁶ 全国の市のうち、北杜市と人口が同規模（4～5万人未満）で、かつ、合併市の平均値。（平均値は北杜市を含む。）

1.1.3. 公共施設の築年別整備状況の推移

本市の公共施設の多くは、平成8年から合併直前の平成16年にかけて集中的に整備されており、他の多くの自治体が公共施設の老朽化に直面している中、比較的新しい建物を多く有していることが本市の特徴といえます。

一般的に大規模改修の目安となる築30年以上経過した施設の延床面積の割合は、現時点では全体の27.1%です。仮に平成28年度末現在の延床面積をそのまま保持した場合、これが10年後には49.3%、20年後には89.0%となり、今後急速に老朽化が進行することが見込まれます。

また、昭和56年に定められた「新耐震基準」を境界とすると、この基準が適用される昭和56年5月以前（旧耐震基準）に建築された施設の延床面積は、99,442㎡、全体の19.7%を占めていますが、本市では、学校教育施設等の規模が大きく利用者への影響が大きい建物を優先して耐震対策に取り組んでおり、延床面積ベースで8割以上の建物が耐震性能を有しています。

図 2-3. 公共施設の築年別延床面積の割合

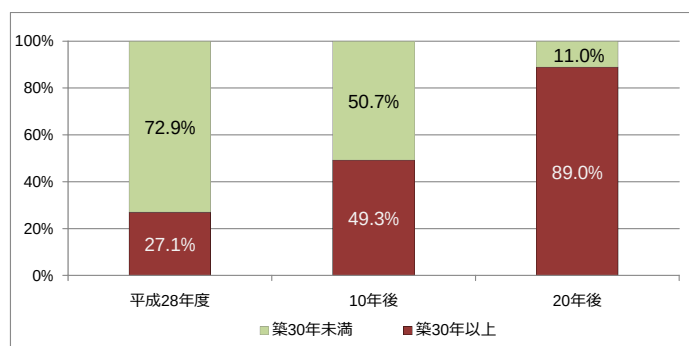
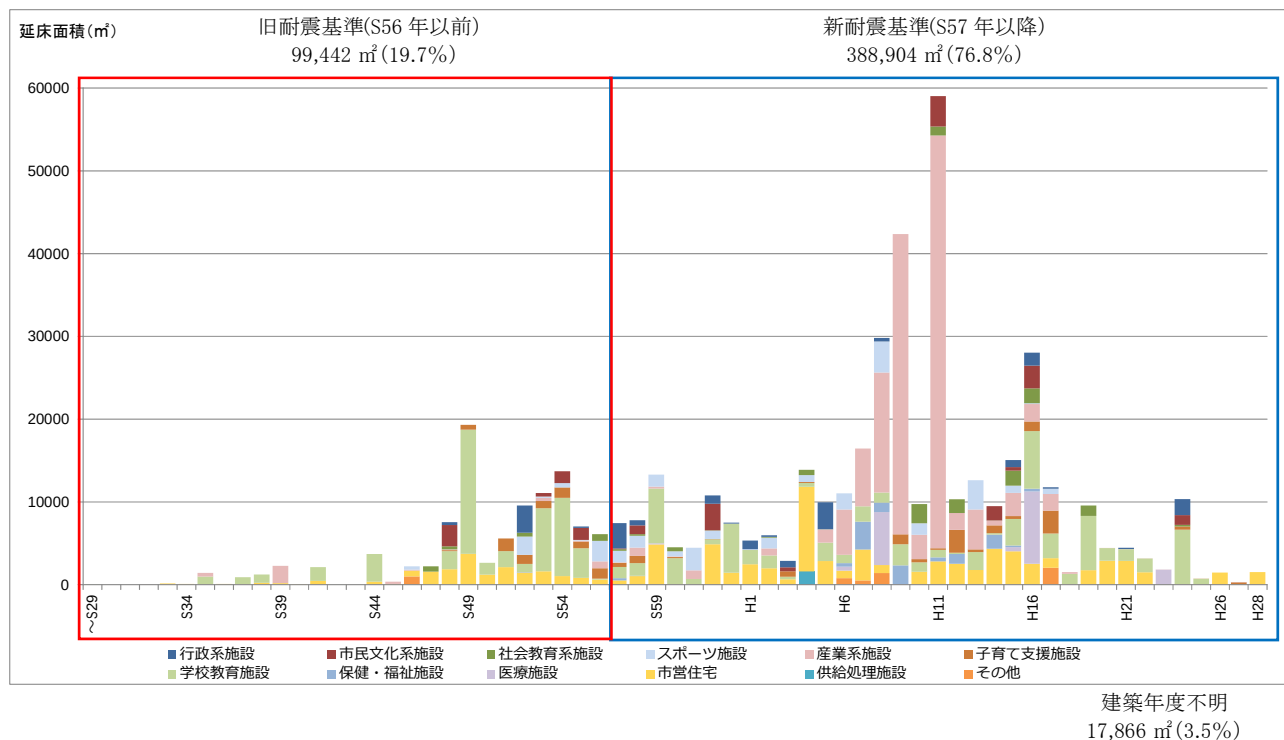


図 2-4. 公共施設の築年別整備状況 (延床面積)



1.2. インフラ

1.2.1. インフラの全体像

(1) 道路、橋りょう、トンネル

本市が管理する道路は、市道、農道、林道の3種類があり、総延長は1,868.5km、その内訳は市道が1,087.6km、農道が644.0km、林道が136.9kmとなっています。また、橋りょうは631橋、トンネルは6か所あります。

橋りょうは全631橋のうち、466橋（全体の約74%）が市道に設置され、トンネルは6か所のうち、5か所が市道に設置されています。

表 2-1. 道路・橋りょう・トンネル一覧

道路種別		実延長 (m)	橋りょう		トンネル		備考
			個数	延長 (m)	個数	延長 (m)	
市道	市道 1 級	222,634.9	104	2,843.7	4	890.6	
	市道 2 級	117,308.9	59	897.5	0	0	
	その他	747,647.4	303	3,850.3	1	63.0	
	計	1,087,591.2	466	7,591.5	5	953.6	
農道		644,008.0	105	1,126.6	0	0	
林道		136,889.1	60	895.4	1	101.2	
合計		1,868,488.3	631	9,613.5	6	1,054.8	

(2) 上下水道施設

本市の上水道施設（簡易水道）は 46 の簡易水道事業で構成されており、複数の給水地区を設置して事業を行っています。水源は 80 か所、配水池は 114 か所、管路の総延長は 1,038.5km となっています。

また、下水道事業としては 39 処理区で構成されており、処理場は 39 か所、マンホールポンプ場は 449 か所、管路の総延長は 741.7km となっています。

表 2-2. 上水道施設一覧

分類		箇所数等	備考
上水道施設 (簡易水道施設)	導水管	60,833m	
	送水管	83,568m	
	配水管	894,124m	
	管路(計)	1,038,525m	
	水源	80 か所	
	配水池	114 か所	

表 2-3. 下水道施設一覧

分類		箇所数等	備考
特定環境保全 公共下水道施設	コンクリート管	3,360m	
	陶管	50m	
	塩ビ管	512,560m	
	その他	15,270m	
	終末処理場	13 か所	
	マンホールポンプ場	267 か所	
農業集落排水 施設	コンクリート管	3,560m	
	陶管	810m	
	塩ビ管	201,710m	
	その他	4,360m	
	処理場	26 か所	
	マンホールポンプ場	182 か所	
特定地域生活 排水処理施設	合併浄化槽 (市町村設置型)	99 基	
下水道施設 (3 施設合計)	管路	741,680m	
	処理場	39 か所	
	マンホールポンプ場	449 か所	
	合併浄化槽	99 基	

1.2.2. インフラの他団体との比較

インフラは面積による単純比較が難しいことから、比較項目は、道路は行政面積当たりの道路密度⁷、橋りょうは老朽化率（橋長 15m以上かつ建設後 50 年以上経過した橋りょうの割合）、上水道は水道普及率、下水道は人口カバー率で比較しました。

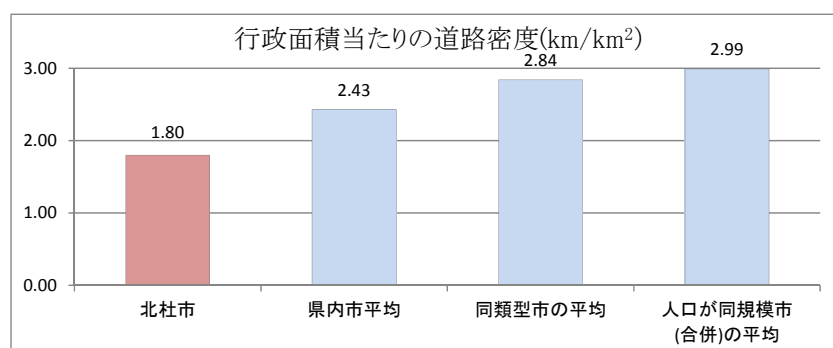
(1) 道路

本市の道路について、行政面積当たりの道路密度を、県内他市、同類型市（Ⅰ-1）及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

その結果、本市の道路密度は 1.80km/km²であるのに対し、県内市平均値は 2.43km/km²と、3 割程度少ないことが分かります。

また、同類型市（Ⅰ-1）及び人口が同規模市（合併）との比較では、同類型市（Ⅰ-1）の平均値が 2.84km/km²、人口同規模市（合併）の平均値が 2.99km/km²と、本市は 4 割程度少ない状況にあります。

図 2-5. 道路密度 (km/km²) の他団体との比較



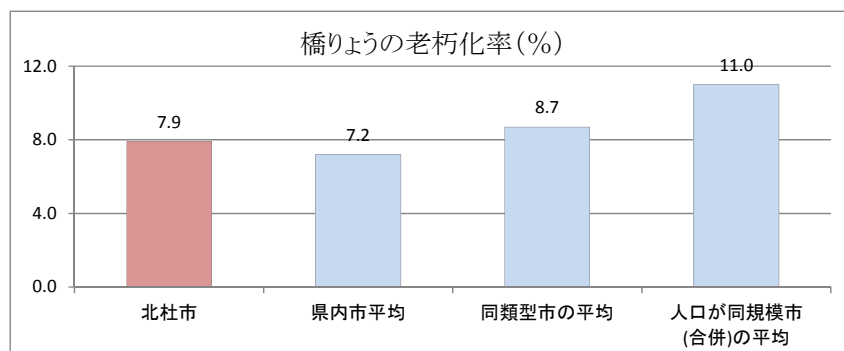
出典：全国都道府県市区町村別面積調〔平成 26 年 10 月 1 日時点〕（国土地理院）
及び平成 25 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）より算出

(2) 橋りょう

本市の橋りょうについて、老朽化率⁸を、県内他市、同類型市（Ⅰ-1）及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

その結果、本市の橋りょうの老朽化率は 7.9%であるのに対し、県内市平均値は 7.2%、同類型市（Ⅰ-1）の平均値は 8.7%、人口同規模市（合併）の平均値は 11.0%と、ほぼ同程度であることが分かります。

図 2-6. 橋りょう老朽化率 (%) の他団体との比較



出典：全国地方公共団体の進捗一覧〔平成 25 年 4 月 1 日時点〕（国土交通省）より算出

⁷ 行政面積当たりの道路密度とは、行政面積に対する道路延長の割合のこと。

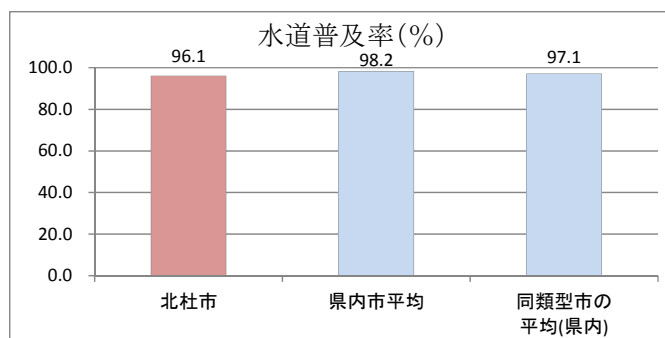
⁸ 「建設後 50 年以上」経過する橋りょうを「老朽化が進行している橋りょう」と定義し、老朽化率を「橋長 15m 以上の橋りょうに対し「橋長 15m 以上かつ建設後 50 年以上」の橋りょうの割合として算出した。

(3) 上水道

本市の上水道について、水道普及率を、県内他市、県内の同類型市（Ⅰ-1）のデータと比較しました。

その結果、本市の水道普及率は 96.1%であり、県内市平均値（98.2%）及び同類型市（Ⅰ-1）平均値（97.1%）との比較では、ほぼ同程度の普及率であることが分かります。

図 2-7. 水道普及率(%)の他団体との比較



出典：平成 26 年度山梨県統計データバンクより算出

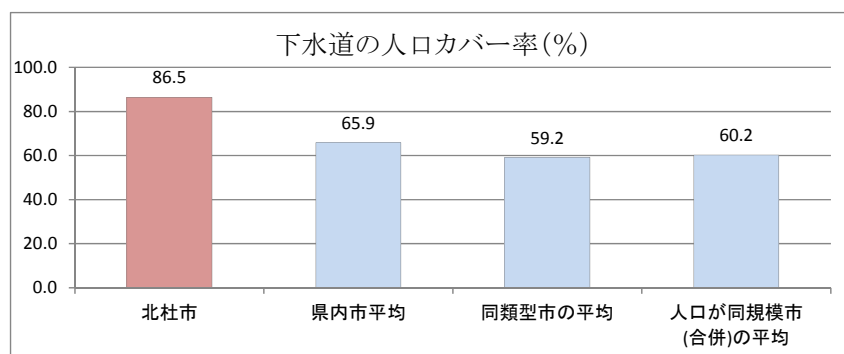
(4) 下水道

本市の下水道について、人口カバー率⁹を、県内他市、同類型市（Ⅰ-1）及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

その結果、本市の下水道の人口カバー率は 86.5%であり、県内市平均値（65.9%）に比べ 20.6 ポイント高いことが分かります。

また、同類型市（Ⅰ-1）の人口カバー率の平均値が 59.2%、人口同規模市（合併）の平均値が 60.2%であることと比較しても、本市の人口カバー率は約 27 ポイント高く、下水道の普及が他団体と比較して大きく進んでいる状況にあります。

図 2-8. 下水道人口カバー率(%)の他団体との比較



出典：平成 25 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）より算出

⁹ 下水道の人口カバー率とは、市の人口に対する「公共下水道排水人口」及び「農業集落排水人口」の割合。下水道普及率の代替指標として使用。

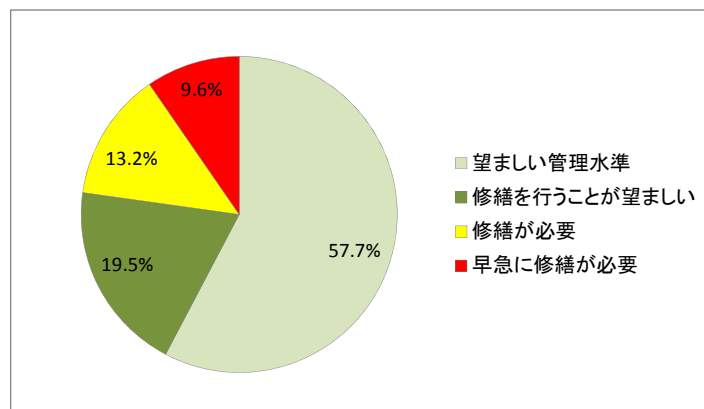
1.2.3. インフラの劣化状況等

(1) 道路（路面）

「防災・安全社会資本整備総合交付金事業舗装長寿命化修繕計画（平成 25 年 10 月）」及び「舗装長寿命化修繕計画（その 2）（平成 26 年 1 月）」において舗装路面の破損状況調査を行いました。調査対象は、市内全域の 1 級市道のうち一部区間の 197.7km の区間となっています。

調査結果によると、「早急に修繕が必要」及び「修繕が必要」を合わせると、全体の約 2 割（22.8%）が修繕を必要としており、「修繕を行うことが望ましい」を含めると、全体の約 4 割（42.3%）が望ましい管理水準とはいえない結果になりました。

図 2-9. 舗装路面の破損状況

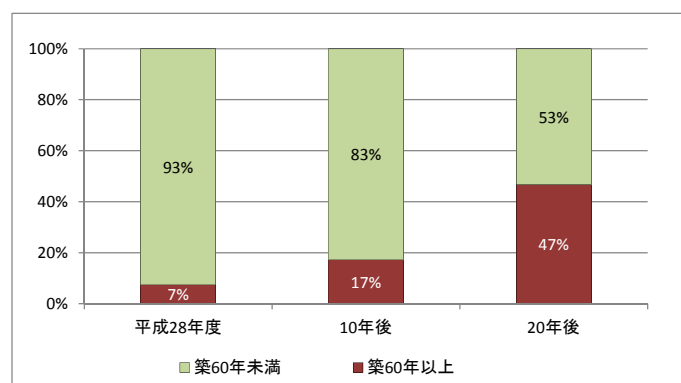


出典：防災・安全社会資本整備総合交付金事業舗装長寿命化修繕計画〔平成 25 年 10 月〕及び舗装長寿命化修繕計画（その 2）〔平成 26 年 1 月〕

(2) 橋りょう

一般的に更新時期とされる建設後 60 年¹⁰以上を経過した橋りょうの割合は、平成 28 年度時点では全体の 7%にとどまっています。この割合は、時間の経過とともに増加し、10 年後には約 2 割に、更に 20 年後には約 5 割に急増すると見込まれます。

図 2-10. 建設後 60 年以上を経過する橋りょうの割合
（市道上の 466 橋のうち建設年次が判明している 242 橋¹¹を対象）



¹⁰ 出典：一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」における考え方による。

¹¹ 出典：道路法規定の道路台帳第 4 表（橋調書）

1.2.4. インフラの整備計画

インフラの整備計画については、表 2-4 に示すように、農道、林道及びトンネルを除き、上水道で策定中となっているほかは、市道、橋りょう、下水道で長寿命化等の整備計画が既に策定されています。

表 2-4. インフラの整備計画等

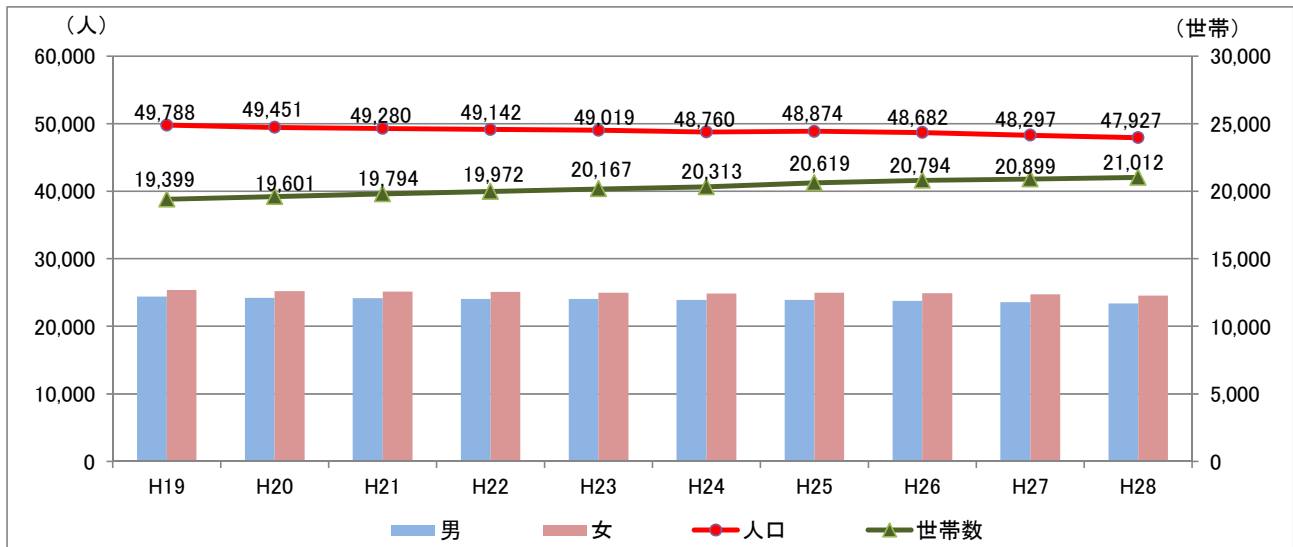
施設		計画等	概要等
道路	市道	北杜市道路整備基本計画 (平成26年2月)	・合併団体であるがゆえの市道ネットワーク機能の脆弱性の解消 ・社会情勢の変化や将来の人口減少を見据え、コスト面も踏まえた効率的かつ効果的な道路整備の推進
		北杜市舗装長寿命化修繕計画 (平成25年10月) 北杜市舗装長寿命化修繕計画(その2) (平成26年1月)	・今後の維持管理に向けた基礎資料を得るため、1級市道を中心とした一部区間において、舗装路面の破損状態を把握
	農道	特になし	
	林道	特になし	
橋りょう		北杜市橋梁長寿命化実施計画 (平成22年3月)	・橋りょうの安全の確保及びコスト削減を図るため、予防的な補修により、橋りょうの健全性の低下を防止し、長寿命化させる ・対象施設は、原則として橋長5m以上の289橋
トンネル		特になし	
上下水道		北杜市上下水道事業地方公営企業法適用化基本計画(平成28年2月)	・上下水道の地方公営企業法の適用の機会を捉え、事業の効率化・経営の健全化を図る
上水道	北杜市水道事業地域水道ビジョン (平成22年度)		・平成32年度を目標年度として、効率的な事業運営や施設の老朽化対策等、安定した企業運営を目標とし、その目標達成のための方策が示されている
	北杜市水道事業中長期整備計画(策定中) (平成28～30年度)		・平成32年4月の公営企業法適用を踏まえ、市が保有する水道施設を対象に、アセットマネジメント導入に向けて、現状の施設状況を整理した上で、重要度や緊急度等をもとに更新優先度の評価を行い、中長期整備計画を策定する
下水道	北杜市下水道アクションプラン (平成28年3月)		・計画目標年次を平成28年度から平成37年度とし、下水道未普及地域の整備促進
	北杜市下水道施設長寿命化計画 (平成27年3月)		・「清里南部浄化センター」、「長坂浄化センター」及び「小淵沢中部浄化センター」の設備に対する長寿命化計画

2. 人口の見通し

2.1. 人口と世帯数の推移

本市の平成28年4月1日現在の人口は47,927人であり、推移は漸次減少傾向を示しています。一方、世帯数は増加傾向にあり、世帯規模の縮小が進行している状況にあります。

図 2-11. 人口と世帯数の推移

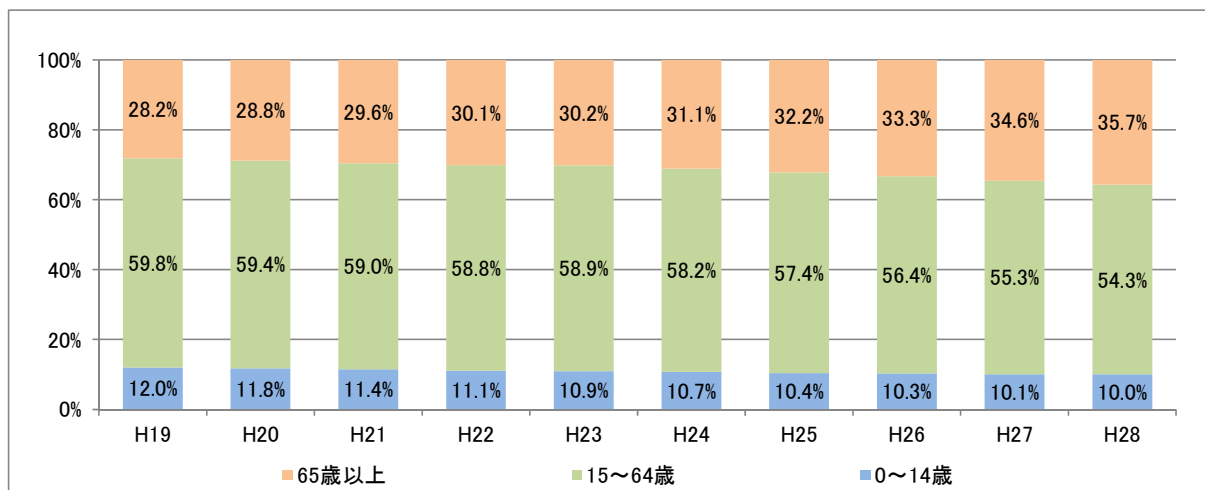


出典：住民基本台帳人口〔各年4月1日現在の値〕

2.2. 年齢階層別人口の推移

年齢階層別人口構成の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加傾向を示しています。

図 2-12. 年齢階層別人口構成の推移



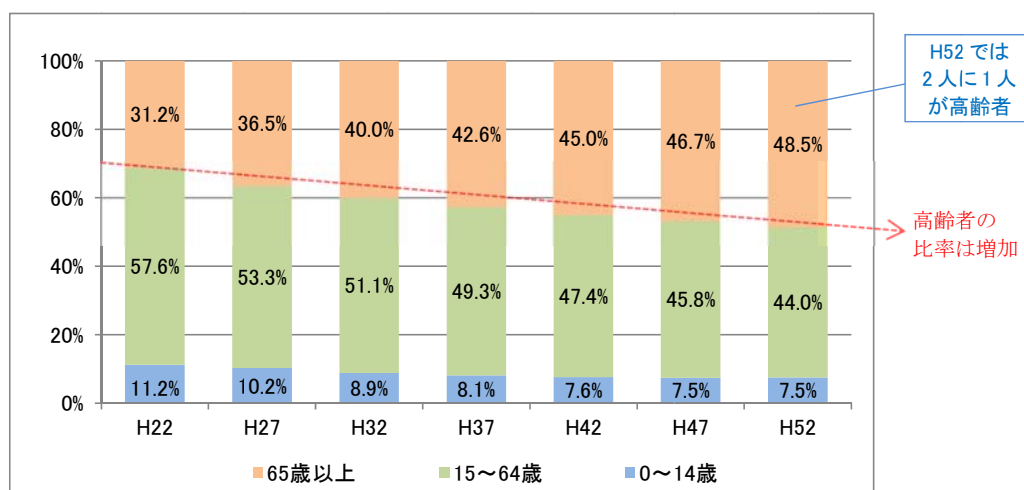
出典：住民基本台帳人口〔各年4月1日現在の値〕

2. 3. 年齢別人口構成の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）によると、本市の年齢別人口構成比の推移は、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）が減少し、老年人口（65 歳以上）が増加すると推計されています。

14 年後の平成 42 年までは、生産年齢人口の比率が最も大きくなっていますが、19 年後の平成 47 年以降は、老年人口の比率が生産年齢人口を上回って最も大きくなり、24 年後の平成 52 年には、2 人に 1 人が高齢者という状況になると見込まれています。

図 2-13. 北杜市の将来年齢別人口構成比の推移



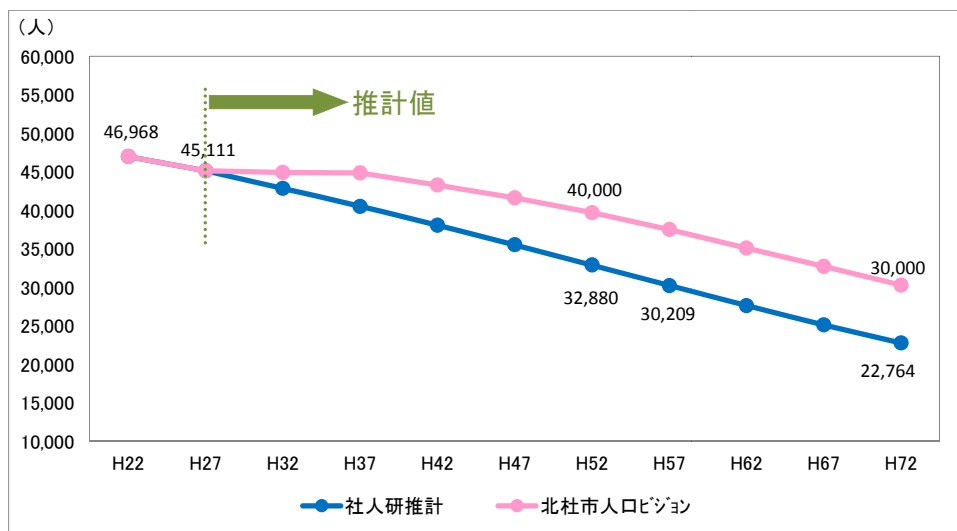
出典：日本の地域別将来推計人口〔平成 25 年 3 月推計〕（国立社会保障・人口問題研究所）

2. 4. 本市の人口ビジョンにおける将来人口の目標

「社人研」によると、平成 27 年の国勢調査では 45,111 人であった本市の人口は、29 年後の平成 57 年には、約 1 万 5 千人少ない 30,209 人（平成 27 年比、33%の減少）にまで減少すると推計されています。

この推計に対し、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき平成 27 年度に策定した「北杜市人口ビジョン」では、子育て支援事業や移住定住促進事業等を展開することで、中期的目標として平成 52 年に人口規模 40,000 人の確保、長期的目標として平成 72 年に人口規模 30,000 人を確保することを目標としています。

図 2-14. 北杜市の将来人口の推移



出典：日本の地域別将来推計人口〔平成 25 年 3 月推計〕（国立社会保障・人口問題研究所）

3. 財政の見通し

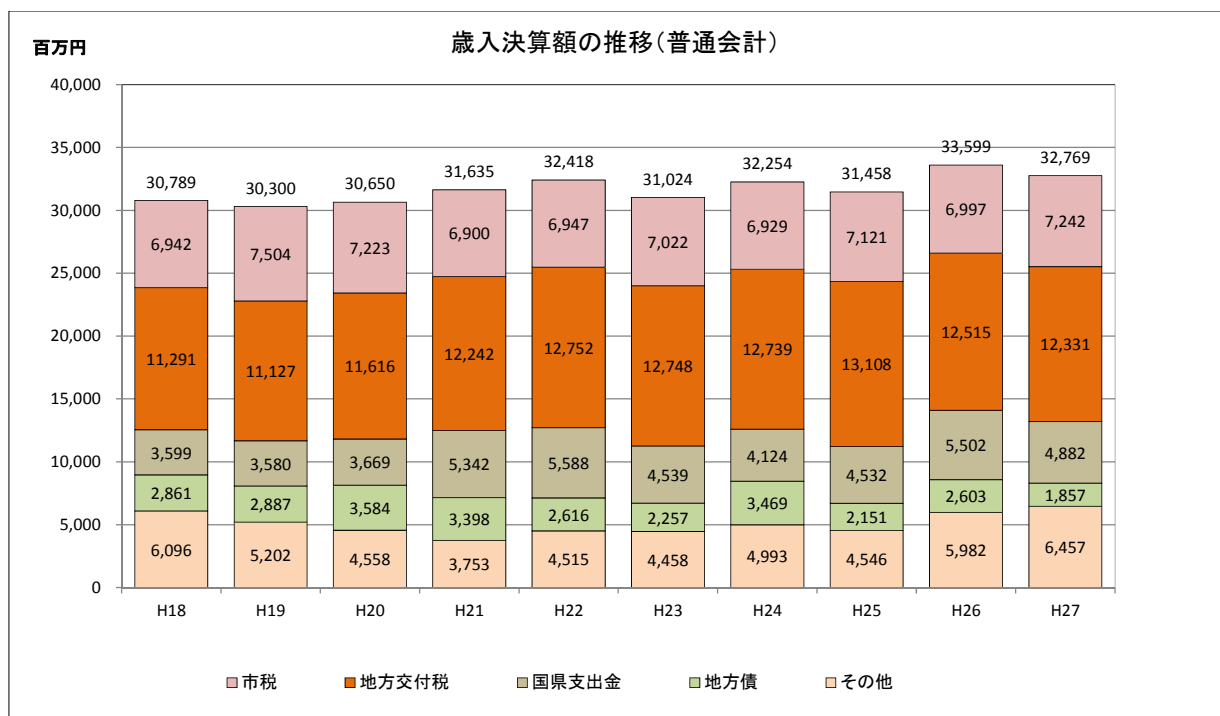
3.1. 歳入の推移

本市の普通会計の歳入決算額は、毎年おおむね 300～340 億円程度で推移しています。

平成 27 年度の歳入決算額は、地方交付税が約 123 億円と最も多く、次いで市税の約 72 億円の順となっています。

地方交付税については、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間で、合併に伴う特例措置による増加額が段階的に縮減されることとされています。また、市税についても、毎年 69～72 億円程度で推移しておりますが、将来的には少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による減収が見込まれます。

図 2-15. 歳入決算額の推移(普通会計)



出典：普通会計決算カード

3. 2. 歳出の推移

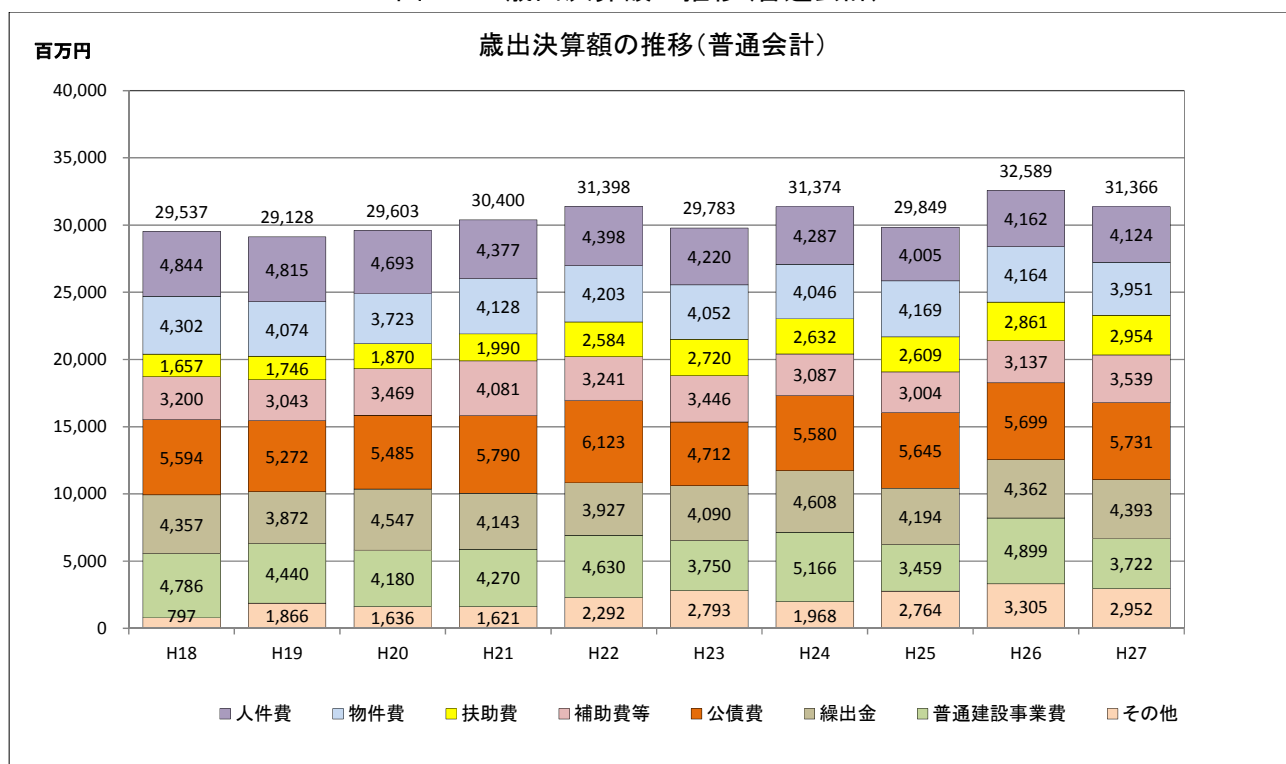
本市の普通会計の歳出決算額は、毎年おおむね 290～330 億円程度で推移しています。

平成 27 年度の歳出決算額は、公債費が約 57 億円と最も多く、次いで繰出金の約 44 億円、人件費の約 41 億円の順となっています。

公債費については、将来の負担軽減と財政の健全化を図るため、積極的な繰上償還を行っていますが、合併に伴う財政的なメリットがなくなっていくことに伴い、従来の規模での繰上償還及びそのための基金の積立ては困難になっていきます。また、平成 18 年度と平成 27 年度を比較すると、人件費は定員適正化計画の推進等により減少傾向にありますが、扶助費については、高齢化の進展や経済状況等による生活保護費や障がい福祉サービス費等の増、支給対象年齢引上げによる子ども医療費の増に加え、消費税引上げに伴う低所得者等の負担を軽減するための臨時福祉給付金等により増加しています。

今後は、公共施設及びインフラに関する維持・更新に係る経費の増大も見込まれる状況にあります。

図 2-16. 歳出決算額の推移(普通会計)

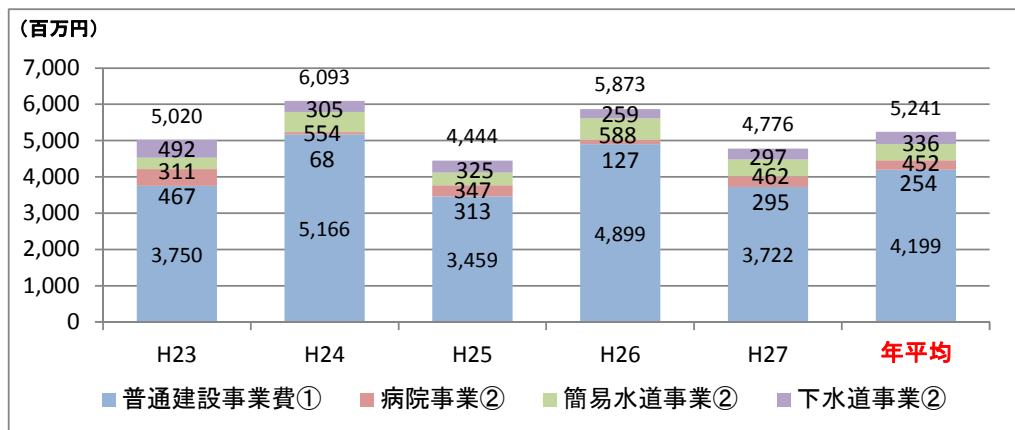


出典：普通会計決算カード

3. 3. 公共施設等の整備のための歳出額の推移

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年分の普通会計決算カード及び地方公営企業決算カードによる公共施設等の整備・改修を目的とする普通建設事業費（普通会計）や建設改良費（公営事業会計）の合計額は、年平均で約 52.4 億円/年となっています。

図 2-17. 公共施設等の整備・改修資金の推移(平成 23～27 年度)

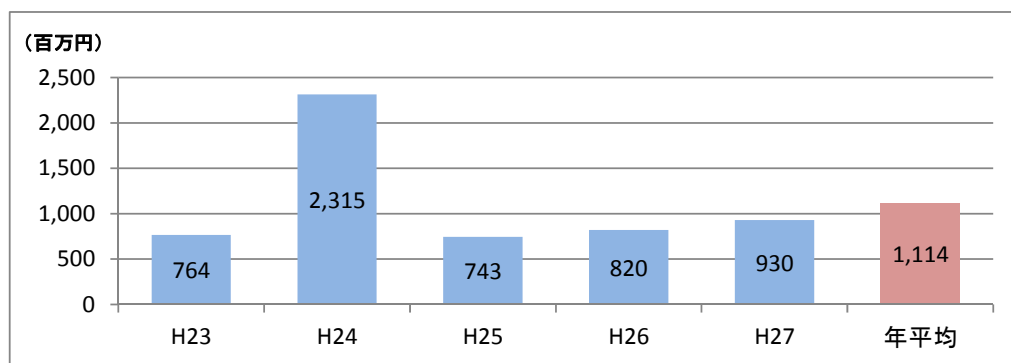


注) 凡例の①は普通会計、②は公営事業会計。下水道事業には「特定環境保全公共下水道」、「農業集落排水」及び「特定地域生活排水処理」がある。

出典：普通会計決算カード及び地方公営企業決算カード

また、普通建設事業費及び病院事業費のうち、インフラを除く平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年の公共施設の整備・改修資金の合計額は、年平均で 11.1 億円/年となっています。

図 2-18. 公共施設の整備・改修資金の推移(平成 23～27 年度)



注) 普通建設事業費及び病院事業費から公共施設に係る大規模改修・更新（整備含む）を抽出。

3. 4. 公共施設等の整備における今後の財政見通し

第 4 次北杜市行財政改革大綱（平成 29～31 年度）では、将来の財政見通しと行財政改革は相互に深く関連していることから、普通会計の中・長期財政見通しの状況を明らかにしています。

この見通しは、将来の歳入と歳出の規模を正確に推計するものではなく、財政上の余裕をあらわす「実質単年度収支¹²」がどのように推移していくかを捉えることに重点を置いています。

大綱では、中長期的な財政運営について、第 4 次行財政改革アクションプランの実行が前提となるほか、現行の地方財政制度に何の変更もなく、かつ、本市の収入や支出の状況に変動がないなどの一定の条件をもとに推計しています。

¹² 実質単年度収支とは、歳入歳出決算額から、翌年度へ繰り越すべき財源や、基金への積立額、基金の取崩額あるいは繰上償還といった当該年度の決算を評価する上で除外すべき金額を控除又は加算した額のこと。

このうち、公共施設等の整備のために充当される投資的経費の主要な部分を占める普通建設事業費¹³は、平成 28 年度には一旦増加したものの、その後は過去の平均額と同程度の金額（年間 43 億円程度）が続くものと仮定した上で、合併に伴う普通交付税の特例措置が終了する平成 32 年度において実質単年度収支の黒字を見込んではいないものの、有利な起債である合併特例事業債が活用できなくなる平成 33 年度以降は元利償還金の財政負担が増大し、財政状況が厳しくなっていくと見込まれます。

また、公営事業会計の新設・更新・大規模改修費用である建設改良費についても、普通建設事業費と同様に現状を大幅に上回ることは見込めない状況にあることを考慮に加えると、市の財政運営全体の中で投資的経費は大幅に増額することは現実的ではないことがうかがえます。

表 2-5. 普通会計の中・長期財政見通し(平成 29～38 年度)

項 目		H27決算	H28予算	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
歳入	地方税	7,242	7,222	7,232	7,242	7,244	7,244	7,244	7,244	7,244	7,244	7,244	7,244
	地方交付税	12,331	11,227	11,033	10,590	10,322	10,076	10,143	10,104	9,790	9,563	9,228	8,973
	うち普通交付税	11,145	10,227	10,033	9,590	9,322	9,076	9,143	9,104	8,790	8,563	8,228	7,973
	特別交付税	1,186	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	臨財債	0	0	0	200	500	800	600	600	959	959	959	959
	国・県支出金	4,882	4,075	4,947	4,826	4,875	4,928	4,983	5,039	5,095	5,154	5,213	5,274
	使用料・手数料	683	677	713	721	744	744	744	744	744	744	744	744
	繰入金	2,560	3,011	977	588	388	188	188	188	188	188	188	188
	繰越金	863	1,203	962	850	854	776	739	778	896	767	392	△ 372
	地方債(臨財債を除く)	1,857	4,990	3,248	2,217	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086	2,086
その他	2,352	2,239	2,382	2,379	2,377	2,377	2,377	2,377	2,377	2,377	2,377	2,377	
歳 入 計(A)		32,769	34,645	31,495	29,614	29,391	29,219	29,104	29,160	29,379	29,082	28,431	27,472
歳出	人件費	4,124	4,245	4,102	4,089	4,081	4,081	4,081	4,081	4,081	4,081	4,081	4,081
	扶助費	2,954	3,019	3,086	3,154	3,223	3,295	3,367	3,441	3,517	3,595	3,674	3,755
	公債費	5,731	4,928	3,652	3,253	3,216	3,016	3,122	2,945	2,925	2,882	2,871	2,746
	物件費	3,951	4,145	4,228	4,194	4,160	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850	3,850
	維持補修費	854	908	920	955	991	1,029	1,068	1,108	1,151	1,194	1,240	1,287
	補助費等	3,538	3,640	3,538	3,538	3,538	3,538	3,538	3,538	3,538	3,538	3,538	3,538
	積立金	2,063	1,311	411	211	211	211	105	105	105	105	105	105
	繰出金	4,393	4,661	4,661	4,661	4,661	4,661	4,661	4,661	4,911	4,911	4,911	4,911
	普通建設事業費	3,722	6,623	5,825	4,483	4,312	4,579	4,312	4,312	4,312	4,312	4,312	4,312
	うち補助事業	1,592	1,919	3,107	2,289	2,138	2,138	2,138	2,138	2,138	2,138	2,138	2,138
	単独事業	2,130	4,704	2,718	2,194	2,174	2,441	2,174	2,174	2,174	2,174	2,174	2,174
	災害復旧費	35	5	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	歳 出 計(B)		31,366	33,484	30,445	28,560	28,415	28,281	28,126	28,064	28,412	28,490	28,604

歳入歳出差引(A)-(B)	①	1,403	1,162	1,050	1,054	976	939	978	1,096	967	592	△ 172	△ 1,135
翌年度に繰り越すべき財源	②	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
実質収支 ①-②	③	1,203	962	850	854	776	739	778	896	767	392	△ 372	△ 1,335
前年度の実質収支	④	863	1,203	962	850	854	776	739	778	896	767	392	△ 372
単年度収支 ③-④	⑤	340	△ 241	△ 112	4	△ 78	△ 37	39	118	△ 129	△ 375	△ 764	△ 963
基金積立額	⑥	2,063	1,311	411	211	211	211	105	105	105	105	105	105
基金積立額に対する特定財源	⑦	106	106	106	106	106	106	0	0	0	0	0	0
基金取崩額	⑧	2,536	2,588	977	588	388	188	188	188	188	188	188	188
繰上償還額	⑨	2,350	1,863	700	400	200	0	0	0	0	0	0	0
臨財債未発行額	⑩	1,176	879	879	679	379	159	359	359	0	0	0	0
実質単年度収支	⑪	3,287	1,118	795	600	218	39	315	394	△ 212	△ 458	△ 847	△ 1,046

※実質単年度収支⑪
=⑤+⑥-⑦-⑧+⑨+⑩

基金残高		16,278	15,001	14,434	14,057	13,881	13,904	13,822	13,738	13,657	13,575	13,491	13,409
	うち財政調整基金	4,745	4,758	4,771	4,784	4,797	4,810	4,823	4,836	4,849	4,862	4,875	4,888
	減債基金	2,128	1,365	871	477	283	289	295	301	307	313	319	325
	公共施設整備基金	2,733	2,239	2,153	2,157	2,160	2,164	2,168	2,171	2,175	2,179	2,182	2,186
	庁舎建設基金	1,759	1,762	1,765	1,768	1,772	1,775	1,778	1,781	1,785	1,788	1,791	1,794
	合併特例債基金	4,145	4,146	4,146	4,147	4,148	4,148	4,149	4,149	4,150	4,151	4,151	4,152
	その他特目基金	768	731	728	724	721	718	609	500	391	282	173	64

市債残高		24,421	24,763	24,619	24,036	23,648	23,753	23,550	23,524	23,880	24,285	24,706	25,258
<参考>市債残高(上下水道)		39,376	38,239	37,167									

出典：普通会計の中・長期財政見通しを転載

¹³ 普通建設事業費とは、道路・橋りょう、学校、庁舎等の新增設の建設事業に要する経費のこと。

4. 公共施設等の更新費用の推計

公共施設等の大規模改修・更新費用（以下、「更新費用」という。）について、今ある公共施設等を全て更新した場合の向こう 40 年間の更新費用を「公共施設等更新費用試算ソフト」（以下、「試算ソフト」という。）を使用して推計しました。

なお、倉庫や便所、物置等の「人の滞留がない施設」は推計の対象外としました。

4.1. 試算条件

試算ソフトでは、公共施設やインフラごとに、次項の「4.2 単価等」に示す耐用年数の経過後に現在保有する全ての公共施設等を大規模改修・更新するものと仮定しています。この仮定に基づき、現在保有している延床面積等の数量に、更新単価を乗じることにより、更新費用が計算されます。

なお、試算時点で大規模改修年数や更新年数を既に経過している施設については、今後 10 年間で大規模改修若しくは更新を実施することとし、年度ごとのばらつきを軽減させるために、大規模改修予算は 2 年間に分けて、更新予算は 3 年間に分けて計上されています。

また、試算ソフトの推計期間は 40 年ですが、内訳として 30 年間、20 年間の更新費用の合計も示しました。

4.2. 単価等

(1) 公共施設

試算ソフトにおける更新の周期の根拠としては、更新のシナリオとして 50 年、60 年、80 年で建替えの 3 パターンでの更新費用の算出結果が±10%の範囲内に収まることから、公共施設の更新のサイクルは、標準的な耐用年数¹⁴とされる 60 年が採用されています。

また、大規模改修の周期については、建物附属施設（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数がおおむね 15 年であることから、2 回目の改修である建設後 30 年で建築物の大規模改修を行い、その後 30 年で更新すると仮定しています。

更新単価の根拠としては、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価をもとに用途別に 4 段階の単価を設定しています。（表 2-6）

また、大規模改修の単価は、更新の約 6 割で想定するのが一般的とされているため、この想定単価を設定しています。

表 2-6. 試算単価¹⁵（公共施設）

（単位：万円/㎡）

施設大分類	費用単価	
	大規模改修(30 年)	更新(60 年)
行政系施設、市民文化系施設、 社会教育系施設、産業系施設、医療施設	25	40
スポーツ施設、保健・福祉施設、 供給処理施設、その他	20	36
子育て支援施設、学校教育施設	17	33
市営住宅	17	28

¹⁴ 出典：日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」

¹⁵ 出典：一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」

(2) 道路

試算ソフトにおける道路の耐用年数の根拠としては、平成 17 年度「国土交通白書」によると、道路改良部分は 60 年、舗装部分は 10 年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられることから、舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12 年から 20 年のそれぞれの年数を踏まえ 15 年としています。

また、道路は路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくことから、年度別に竣工年を把握することは困難であるため、現況の整備面積を更新年数（15 年）で除した値を 1 年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新量に単価を乗じることにより算出します。

更新単価の根拠としては、「道路統計年報 2009（全国道路利用者会議）」で示されている舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で除して算定されたものから設定されています。

なお、自転車歩行者道は、一般的に通常の車道の舗装版厚の半分程度であることを踏まえ、道路単価に道路打換え工の㎡単価（土木工事積算標準単価）の比率を乗じたものを単価として設定しています。

表 2-7. 試算単価¹⁶（道路）

（単位：円/㎡）

更新単価(15 年)	
一般道路	4,700
自転車歩行者道	2,700

(3) 橋りょう

試算ソフトにおける橋りょうの耐用年数は、法定耐用年数の 60 年を採用しています。また、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新しますが、それ以外の構造の場合は PC（プレストレスト・コンクリート）橋として更新していくことが一般的なため、これを前提としています。

更新単価の根拠としては、橋長が 15m 未満のものと 15m 以上のものに分けて、道路橋の工事実績（道路橋年報）より、総量のみ把握の場合は全て 448 千円/㎡とし、年度別・構造別で把握ができる場合は、表 2-8 のように設定しています。

本市が管理する橋りょうは、P12 の「(2) 橋りょう」で示したとおり、建設年次が不明な橋りょうが多くあるため、年度別に把握することは困難であることから、総面積を耐用年数で除した面積を 1 年間の更新量と仮定し、更新量に構造別に設定された単価を乗じることにより算出します。

表 2-8. 試算単価¹⁷（橋りょう）

（単位：千円/㎡）

更新単価(60 年)	
総面積(総量)による算出	448
構造別・築年度別面積による算出	
・PC 橋	425
・RC 橋	425
・鋼 橋	500
・石 橋	425
・木橋、その他	425

¹⁶ 出典：一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」

¹⁷ 出典：一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」

(4) 上水道

試算ソフトにおける上水道の水道管の耐用年数は、法定耐用年数の 40 年を採用しています。上水道は、現在、固定資産台帳の整備を進めているため、現時点では数量の把握が困難であることから、管径別延長を耐用年数で除した値を、1 年間の上水道管路の更新量（延長）と仮定し、更新量に単価を乗じることにより算出します。

表 2-9. 試算単価¹⁸(水道管)

(単位：千円/m)

導水管/送水管(40 年)		配水管(40 年)	
管径	単価	管径	単価
300 mm未満	100	150 mm以下	97
500 mm未満	114	200 mm以下	100
1000 mm未満	161	250 mm以下	103
1500 mm未満	345	300 mm以下	106
2000 mm未満	742	350 mm以下	111
2000 mm以上	923	400 mm以下	116
		450 mm以下	121
		550 mm以下	128

(5) 下水道

試算ソフトにおける下水道の管渠の耐用年数は、法定耐用年数の 50 年を採用しています。

単価については、総量のみ把握の場合は更生工法（地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法）を前提として各種施工方法による直接工事費や管径別単価等から単価を 124 千円/mと設定しています。

また、管種別が把握できる場合は、更生管のときは敷設替えを前提とし、コンクリート管等のその他の管のときは更生工法を前提として単価を設定していますが、管種による単価差は大きくないことから管径を 6 段階に分けて単価を設定しています。

なお、敷設替えを前提とする更生管の単価の設定に当たっては、「流域別下水道整備総合計画調査指針」等を参考にしています。

本市では、下水道についても上水道と同様に、現在、固定資産台帳の整備を進めているため、現時点では数量の把握が困難であることから、更新費用は以下に示す複数の方法のうち「①総延長による算出方法」により試算します。

① 総延長による算出方法

総延長を耐用年数（50 年）で除した面積を 1 年間の更新量と仮定し、更新量に単価を乗じることにより算出します。本計画では、この方法で試算しました。

② 管種（径）別整備年度別延長による算出方法

耐用年数（50 年）経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定し、管種（径）別整備年度別延長に対し、更新単価を乗じることにより算出します。

¹⁸ 出典：一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」

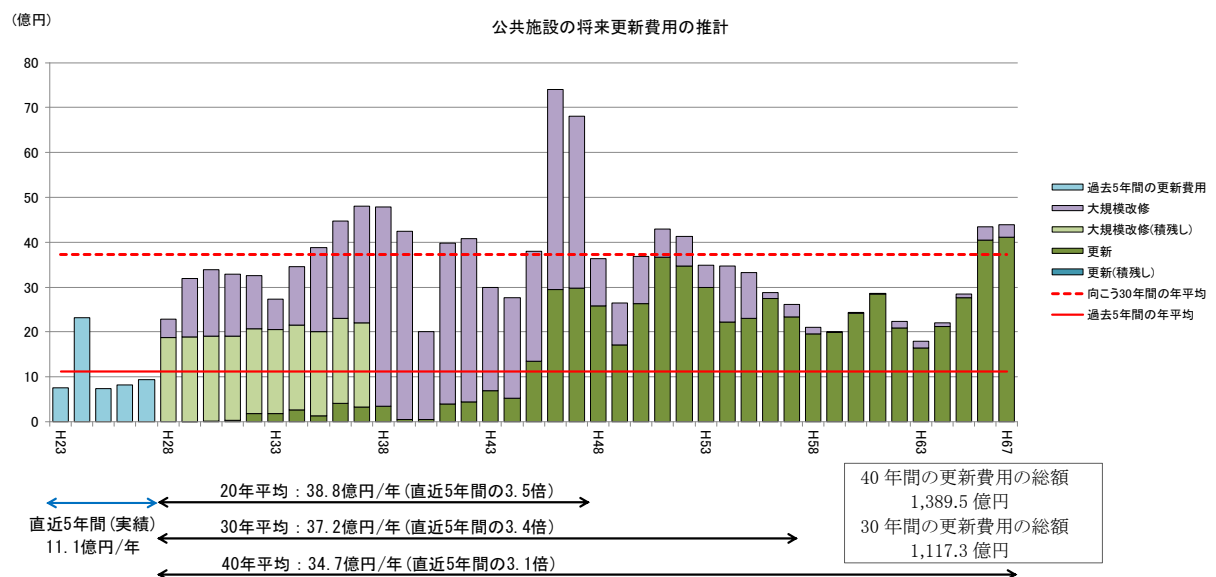
表 2-10. 試算単価¹⁹ (下水道管渠)
(単位：千円/m)

更新単価(50年)	
総延長(総量)による算出	124
管種別による算出	
・コンクリート管、塩ビ管、陶管	124
・更生管	134
・その他	124
管径別による算出	
・250mm 未満	61
・500mm 未満	116
・1000mm 未満	295
・2000mm 未満	749
・3000mm 未満	1,680
・3000mm 以上	2,347

4.3. 公共施設の推計結果

公共施設を全て更新した場合、40年間(試算ソフトの推計期間)の更新費用の総額は1,389.5億円、1年あたりに換算すると34.7億円が必要と推計されました。また、P25に示す本計画の計画期間である30年間に置き換えた場合の更新費用は1,117.3億円、1年当たり37.2億円の経費が必要であり、この37.2億円は、直近5年間の年平均値11.1億円(P18の図2-18参照)の約3.4倍に相当します。

図 2-19. 公共施設の将来の更新費用の推計

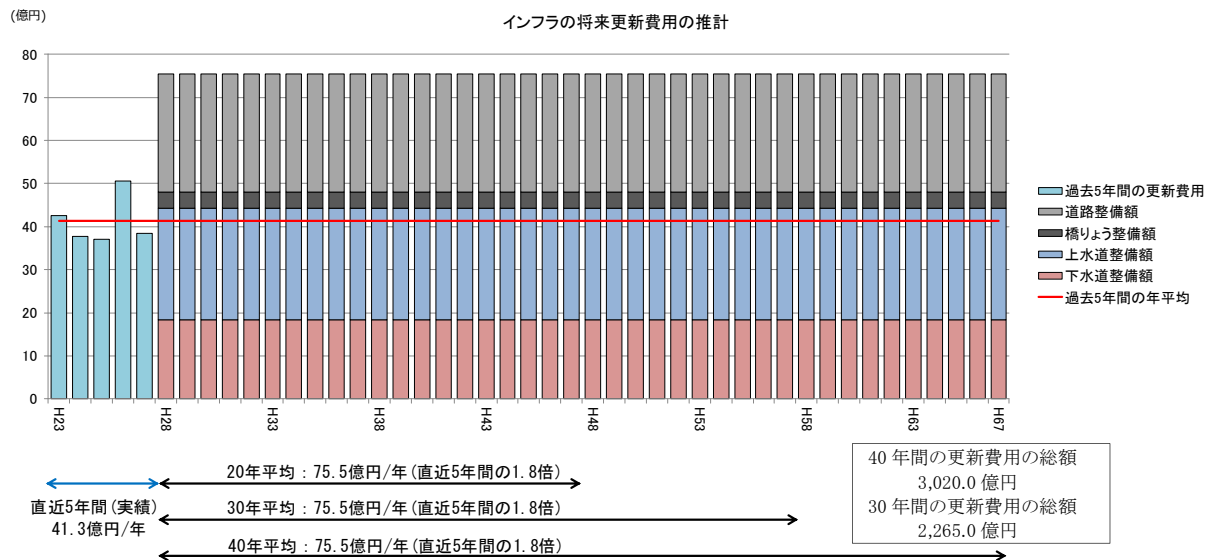


¹⁹ 出典：一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」

4. 4. インフラの推計結果

インフラを全て更新した場合、40 年間（試算ソフトの推計期間）の更新費用の総額は 3,020.0 億円、1 年あたりに換算すると 75.5 億円が必要と推計されました。また、30 年間に置き換えた場合の更新費用は 2,265.0 億円、1 年あたり 75.5 億円の経費が必要であり、この 75.5 億円は、直近 5 年間の年平均値 41.3 億円²⁰の約 1.8 倍に相当します。

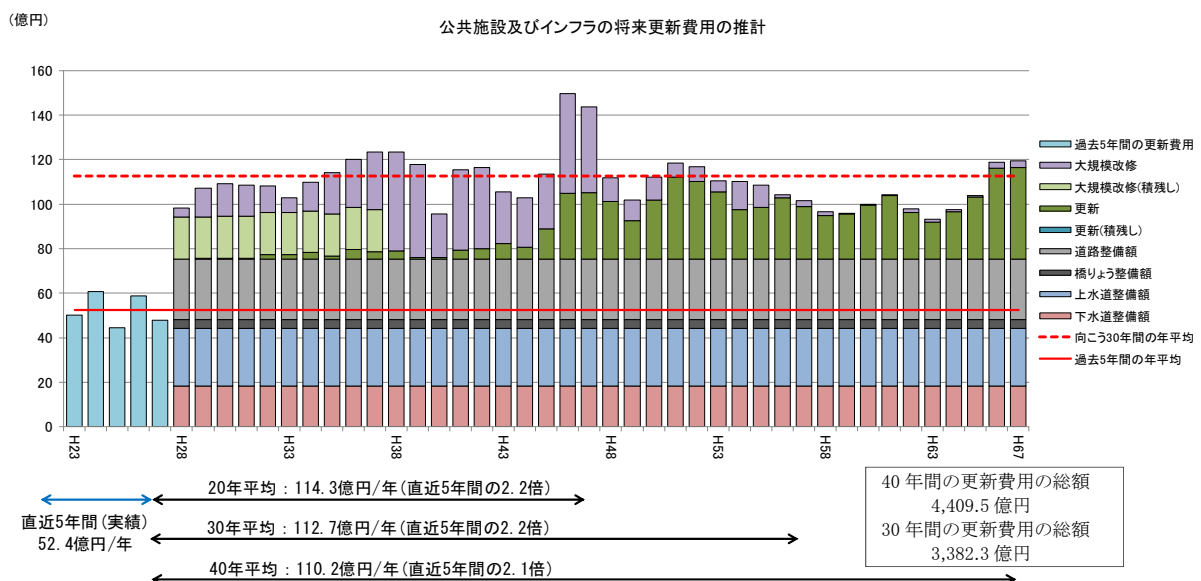
図 2-20. インフラの将来の更新費用の推計



4. 5. 公共施設及びインフラの推計結果

公共施設等の 40 年間（試算ソフトの推計期間）の更新費用の総額は 4,409.5 億円、1 年あたりに換算すると 110.2 億円が必要と推計されました。また、30 年間に置き換えた場合の更新費用は総額 3,382.3 億円、1 年あたりに換算すると 112.7 億円の経費が必要であり、この 112.7 億円は、直近 5 年間の年平均値 52.4 億円（P18 の図 2-17 参照）の約 2.2 倍に相当します。

図 2-21. 公共施設及びインフラの将来の更新費用の推計



²⁰ 公共施設等の直近 5 年間の更新費用年平均額 52.4 億円から、公共施設の直近 5 年間の更新費用年平均額 11.1 億円を減じた額。(52.4-11.1=41.3)

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間と目標

1.1. 計画期間

本計画の計画期間は30年とします。

公共施設の大規模改修の目安が築30年であることから、全ての公共施設において、大規模改修までの総合的・計画的な管理が可能となる30年間を本計画期間とします。

なお、計画期間内であっても、財政状況や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて計画を随時見直すこととします。

1.2. 目標

(1) 公共施設

目 標

- ・ 今後30年間で更新時期を迎える公共施設の保有量（延床面積）を30%程度縮減する
- ・ 類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡を進める

公共施設については、限られた財源の中で提供サービス水準をできる限り維持していくことに配慮しつつ、人口や財政の動向等を総合的に勘案して、第5章のシミュレーションによる効果検証に基づき、本計画期間である30年間のうちに更新時期を迎える公共施設を対象に、その保有量（延床面積）を30%程度縮減することを目標とします。

さらに、本市においては、サービスが重複する同種施設を多く抱えていることや、人口規模に対して過大な施設を保有しているという課題解決を同時に図る必要があるため、耐用年数を迎える前の段階から類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡等を並行して進めていくことを目標とします。

(2) インフラ

目 標

- ・ 施設の長寿命化や維持管理の見直しによるコスト縮減を図る

インフラは生活基盤となる施設であり、一度敷設した道路や橋りょう、上下水道等を廃止して総量を削減していくという考え方は現実的でないと考えられることから、総量削減の具体的な数値目標は設定せず、まちづくりとの整合を図りながら、利用需要の変化に応じた計画の中止等を含むインフラ全体の見直しを随時行っていきます。

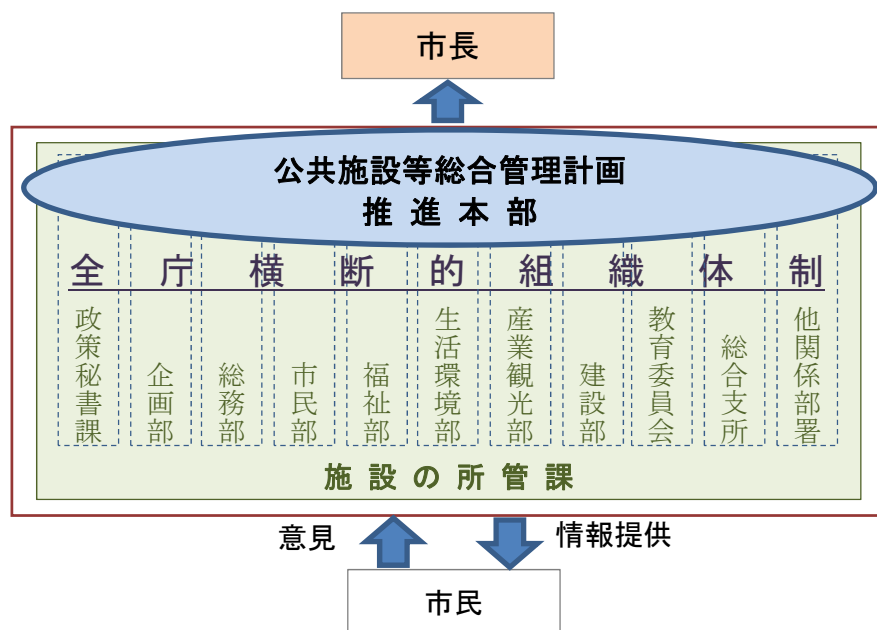
また、既存施設については、維持管理の見直しや予防保全の導入による施設の長寿命化等、整備・維持管理コストの縮減を図っていくことを目標とします。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

2.1. 取組体制の構築

施設を効率的に維持管理する目的で、施設の各部門を横断的かつ一元的に管理する「公共施設等総合管理計画推進本部」を設置し、公共施設等マネジメントの推進体制を整備します。

図 3-1. 公共施設等マネジメント推進体制



2.2. 情報管理

各所管課が管轄する施設の網羅的な把握と管理に関する基礎情報として、固定資産台帳等を活用した公共施設等の情報管理体制を構築します。

2.3. 共有方策

市民と公共施設等に関する問題意識を共有できるよう、情報開示に取り組みます。

情報公開は、広報紙やホームページ、説明会等を活用するとともに、市民からの意見も積極的に取り入れながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に生かす仕組みの構築を目指します。

2.4. 職員の意識改革

本計画の推進に際しては、個々の職員が計画の意義を理解した上で全庁的かつ横断的に取り組む必要があります。

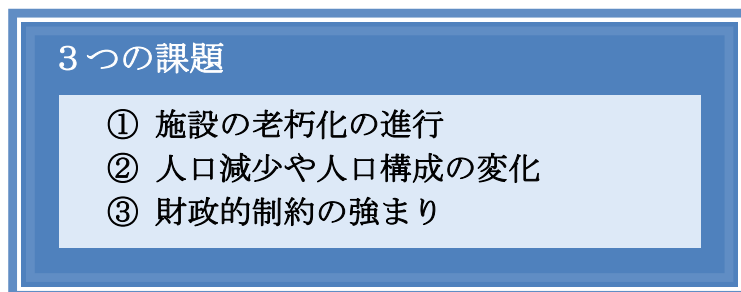
公共施設等の現状等を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、予防保全管理への転換を図っていくとともに、社会経済状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応するため、自らの創意工夫により実践していくことが重要であり、研修会等の開催を通じて職員の啓発に努め、コスト意識の向上に努めていくものとします。

3. 現状や課題に関する基本認識

3.1. 3つの課題

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う上で課題となるのは、「施設の老朽化の進行」、「人口減少や人口構成の変化」、「財政的制約の強まり」の3点が挙げられます。

図 3-2. 3つの課題



3.2. 課題に関する基本認識

① 施設の老朽化の進行

本市は、平成 18 年までに 2 度の合併を経たことにより、類似した多くの公共施設を抱えています。これらの公共施設は時間の経過とともに老朽化が確実に進行し、一般的に大規模改修の目安となる建設後 30 年を経過した公共施設の延床面積は現時点では全体の 27.1%ですが、10 年後には 49.3%、20 年後には 89.0%に急増し、今後、大規模改修や更新等の老朽化への対応が求められることとなります。

また、インフラに目を移すと、道路、橋りょう、上水道や下水道といった生活に不可欠な様々な施設を多数保有しています。それぞれに整備状況や老朽化の度合いは異なりますが、これらも公共施設と同様に今後確実に老朽化が進行します。橋りょうを例にとってみると、市道にある建設年次が判明している 242 橋のうち、更新の目安となる建設後 60 年を経過した橋りょうは現時点では約 1 割ですが、10 年後には約 2 割、20 年後には約 5 割に急増するなど、この先の公共施設等の更新時期を見据えた中長期的な視点による計画的な公共施設等マネジメントに直ちにに取り組む必要があります。

② 人口減少や人口構成の変化

本市の人口は、平成 18 年の 50,138 人以降減少が続き、平成 28 年 4 月 1 日時点では 47,927 人まで減少しています。今後もこの傾向は継続する見通しで、平成 52 年には 32,879 人まで減少すると推計されています。これと同時に、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）の減少及び老年人口（65 歳以上）の増加等の構造変化に伴い、必要な公共施設等に対するニーズも変化していくことが考えられます。年少人口が減少すれば学校等の公共施設の必要面積は減少する一方、高齢者の増加とともに、健康福祉に必要な公共施設の面積は増加することなどが推測され、このような状況変化に合わせた、施設規模の見直し、既存公共施設等の活用や整備を通じ、市民ニーズに適切に対応する必要があります。

③ 財政的制約の強まり

少子高齢化や人口減少の進展に伴って、将来的に税収減や扶助費等の支出増が見込まれることを勘案すると、公共施設等の新設や更新等に必要な資金額を大幅に増加させることは現実的ではないと考えられます。一方で試算ソフトによる推計では、今後 30 年間に必要な更新費用は総額で 3,382.3 億円、1 年当たり 112.7 億円と試算され、過去 5 年間の平均額 52.4 億円や、中・長期財政見通しにおける普通建設事業費（普通会計）及び建設改良費（公営事業会計）等と比較すると、財政的な制約はますます強まることが予想され、現在保有する公共施設等の全ての維持更新を行うことは、推計上極めて困難な状況にあるといえます。

表 3-1. 課題に関する基本認識

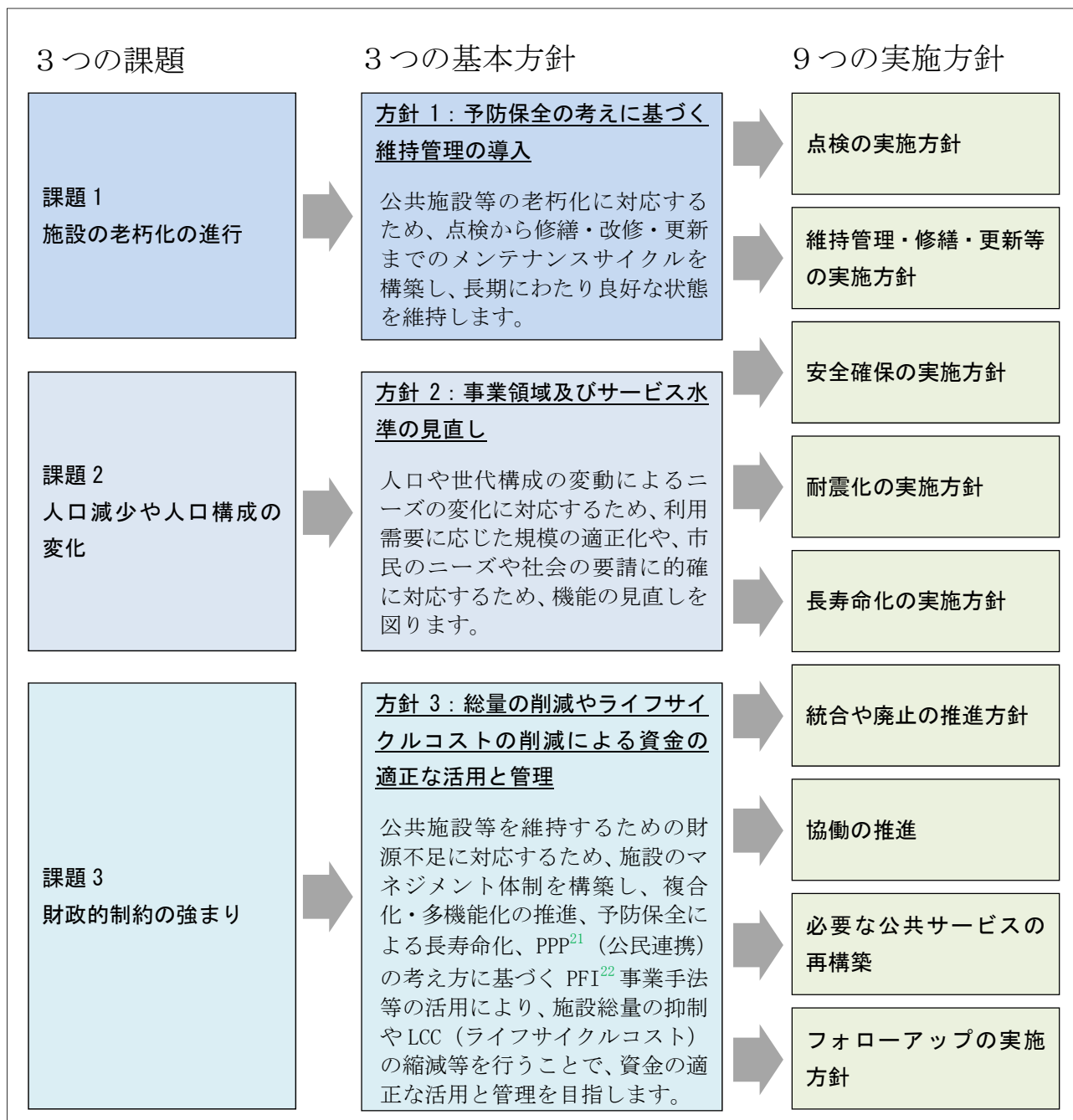
課題	公共施設	インフラ
施設の老朽化の進行	大規模改修の目安となる建設後 30 年を経過した施設の延床面積の割合は現時点で約 27.1%。これが 10 年後には 49.3%、20 年後には 89.0%に急増。	橋りょうを例にとると、建設年次が判明している 242 橋のうち、更新の目安となる建設後 60 年を経過した橋りょうの割合は現時点で約 1 割。これが 10 年後には約 2 割、20 年後には約 5 割に急増。
人口減少や人口構成の変化	平成 27 年度の国勢調査では 45,111 人であった総人口は、25 年後の平成 52 年には人口ビジョンの目標で約 40,000 人、社人研の推計では 32,879 人に。また、人口構成では平成 27 年に 36.5%であった高齢者の割合は 25 年後には 48.5%と約半数に増加。	
財政的制約の強まり	公共施設等の整備のための歳出額は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の平均で約 52.4 億円/年であり、歳入や歳出の状況からみると大幅に増額することは現実的ではない。一方、試算ソフトによる推計では、今後 30 年間の総額で 3,382.3 億円、1 年当たり 112.7 億円が必要との結果に。	

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

「施設の老朽化の進行」、「人口減少や人口構成の変化」、「財政的制約の強まり」という3つの課題に対し、「予防保全の考えに基づく維持管理の導入」、「事業領域及びサービス水準の見直し」、「総量の削減やライフサイクルコストの削減による資金の適正な活用と管理」の3点を基本方針とします。

また、この基本方針を実現するため、「点検の実施方針」、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」、「安全確保の実施方針」、「耐震化の実施方針」、「長寿命化の実施方針」、「統合や廃止の推進方針」、「協働の推進」、「必要な公共サービスの再構築」及び「フォローアップの実施方針」を設定します。

図 3-3. 管理に関する基本的な考え方(フロー)



²¹ PPP（Public Private Partnership）とは、公民が連携して公共サービスの提供を行うという枠組みをもった計画のこと。

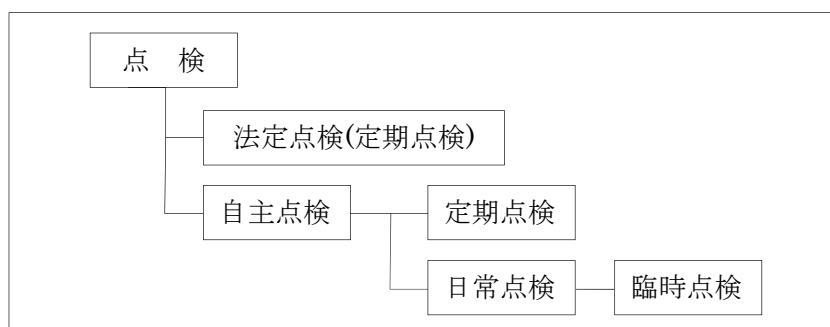
²² PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

4.1. 点検の実施方針

点検には、法令に基づく法定点検と施設管理者による自主点検とがあります。法定点検を補完する自主点検を実施することで、不具合の早期発見につなげます。

自主点検では予防保全の考え方にに基づき、日常点検及び定期点検、臨時点検等を実施し、適切な維持管理を行うため常に施設の状態を把握し、点検の結果をもとに、安全性、耐久性、不具合性、適法性、社会性、環境負荷性等を検討し、計画的な保全に努めます。

図 3-4. 点検の種類



4.2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全の考え方にに基づき、点検から、対策の実施、情報の記録、次期点検までの「メンテナンスサイクル」を構築し、効率的かつ効果的な維持管理・修繕を目指します。

更新に当たっては、市民ニーズや社会の要請等を長期的な視点から検討し、新設ありきではなく複合化や多機能化による既存施設の有効活用や、PPP（公民連携）の考え方にに基づく民間資金とノウハウを活用した事業方式も積極的に検討し、施設総量の抑制やライフサイクルコストの縮減等を行うことで、資金の適正な活用と管理を目指します。

4.3. 安全確保の実施方針

点検により、そのまま放置すれば著しく危険であることが予想される施設については、供用廃止を検討するとともに、供用廃止後に更新しないことが決定され、今後とも利活用の見込みのない施設については速やかに撤去を検討します。

4.4. 耐震化の実施方針

今後も継続して使用することが見込まれる施設のうち、現行の耐震基準を満たしていない可能性のある建物で、これまでに耐震診断が行われていない施設については、速やかに耐震診断を行います。

その結果、耐震性に問題があると判断される施設については、将来的な見通しやサービスの必要性も考慮しつつ、必要に応じて耐震改修の実施を検討するとともに、他の施設との複合化や多機能化、民間の資金やノウハウの活用、安全確保等についても検討します。

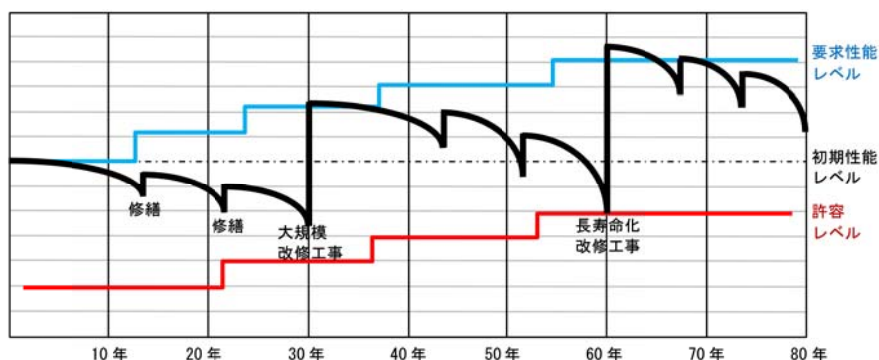
4.5. 長寿命化の実施方針

今後も継続して使用することが見込まれる施設については、個別の長寿命化計画等に基づき、長寿命化改修工事の実施を検討します。

例えば公共施設の場合、通常は築後 30 年で大規模改修工事を行い 60 年で更新を検討するところ、更新時期に建物の診断を行い、可能であれば長寿命化のための追加工事を行い 80 年まで長期使用することも検討します。

また、改修工事については、社会の要請等（ユニバーサルデザインへの対応や環境負荷低減の取組等）により要求性能レベルや許容レベルは、通常時間の経過とともに上昇するため、要求性能レベル等の変化を視野に入れた改修工事を行います。

図 3-5. 長寿命化における経過年数と機能・性能の例



＜大規模改修工事＞：建物の機能や性能を所定の基準まで回復させる

＜長寿命化改修工事＞：建物の耐久性を高め、機能や性能を向上させる※1

※1 機能の向上：社会情勢等による新たなニーズ（ユニバーサルデザインの導入、防災機能の強化、環境負荷低減の取組等）への対応。

4. 6. 統合や廃止の推進方針

施設のハード面（建物性能）、ソフト面（利用・管理状況）について評価項目を設定し、各項目における診断結果により、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

図 3-6. 評価項目

評価項目			
ハード面	建物状況	築年数	法定耐用年数に対する経過年数
		安全性	構造体の耐震安全性
		バリアフリー化	バリアフリー新法への対応性
	防災状況	避難拠点機能	避難所内としての機能性
		風水害危険性	地震災害の回避性
			土砂災害の回避性
			浸水災害の回避性
	拠点性状況	施設特性	上位関連計画に対する重要度
		施設規模	延床面積
		立地特性	大量輸送交通機関からの利便性
ソフト面	コスト状況	床面積当たりの年間総コスト＝総コスト/床面積	
		床面積当たりの維持費の割合＝維持費/床面積	
		収支率＝使用料等収入/総コスト	
	運営稼働状況	年間稼働時間＝1日当たり稼働時間×年間稼働日数	
		稼働状況＝利用者数/床面積	
	公共サービス状況	施設の代替性	
		公共サービスの法的な位置付け	

4.7. 協働の推進

公共施設は、市民共有の財産であることから、市民との協働による適正な施設管理、運営を図るとともに、将来のまちづくりの進展にも柔軟に対応できるかたちで次の世代へ引き継ぐこととします。また、地域住民による公共建築物の管理運営が可能かつ適切な場合には、地域の現状を踏まえた上で、公共施設を地域コミュニティへ移譲することも検討します。

その他、PPP や PFI 等の民間活力の導入についても検討し、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を活用し、施設整備、更新、維持管理、運営をより効果的かつ効率的に行えるよう検討します。

4.8. 必要な公共サービスの再構築

今後の人口減少や少子高齢化とともに厳しい財政状況が予測される中で、多様化する市民ニーズの全てに対して行政が対応することには限界があります。

今日、公共サービスの主体は必ずしも行政だけではなく、民間事業者等がサービス提供を担える時代となっています。

今後、持続可能な行政サービスを提供していくためには、全てを行政が担うという発想を転換し、行政が果たすべき役割を明確にした上で、民間が担うことのできるサービスについては管理運営も含めて積極的に民間に委ねていきます。

さらに、行政が担うべきと判断されたサービスについては、施設重視の考え方から機能を重視した考え方に発想を転換し、複数のサービスを1つの建物に集約（複合化）することなどで、施設総量の縮減やサービスのワンストップ化、多世代が1か所で利用できる施設の提供等、利用者の利便性の向上や維持管理の効率化等、行政サービスの維持に努めつつ、施設の最適化を図っていきます。

また、広域的な利用が可能な施設においては、近隣市町村との相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等を検討することで財政負担の低減を図ります。

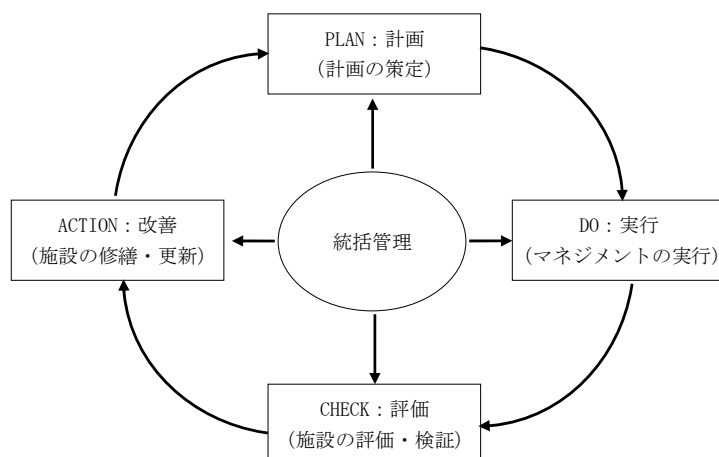
なお、施設の最適配置を検討するに当たっては、防災拠点の機能を損なわないよう配慮します。

4.9. フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくために、業務サイクル（PDCA サイクル）を構築します。

具体的には、計画を策定し（PLAN：計画）、計画に基づいてマネジメントを実施し（DO：実行）、定期的に公共施設等を評価・検証し（CHECK：評価）、評価結果に基づいて修繕・更新し（ACTION：改善）、必要に応じて計画を見直す（Plan：計画）、という業務サイクルを定着させます。

図 3-7. 業務サイクル（PDCA サイクル）



第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設やインフラは、市民生活や経済活動を支える重要な施設であり、必要な施設の機能を安全かつ持続的に維持していきます。

財政的制約が強まる中、これまで取り組んできた「事後保全」という考え方から「予防保全」の考え方へとシフトし、ライフサイクルコストの縮減や更新等に係る予算の平準化、施設総量の抑制等により、資金の適正な活用と管理を目指します。

多くの公共施設等は、各所管部署において策定される個別計画に基づき管理が行われています。今後の各個別計画の見直し時期等の機会に、本計画の考え方に合致しているかどうかを検証し、整合を図ることとします。

また、個別計画にはない新たな視点として、社会構造の変動による利用需要の変化に応じた総量最適化を検討するとともに、PPP（公民連携）の考え方に基づく民間のノウハウや資金の活用等にも積極的に取り組み、必要な施設の機能を安全かつ持続的に維持していきます。

1. 公共施設

1.1. 「義務的施設」と「その他施設」の分類

機能の重要度により「義務的施設」と「その他施設」とに分類し、更に義務的施設を「法律等で設置が義務付けられている施設（表4-1①）」と「法律等による設置義務はないが、市で業務を扱う必要がある施設（表4-1②）」とに、また、その他施設は「再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設（表4-1③）」と「既に廃止や民間移譲など方向性が明確な施設（表4-1④）」とに分類することとしました。

このうち②と③に分類された施設については、別途策定する「北杜市公共施設最適配置に向けての基本方針」の対象とし、今後取り組むべき方針を定めることとします。

なお、この重要度の定義は、施設の維持を重要視するという意味ではなく、飽くまでもその機能を存続させることを優先的に考えることを意味します。

1.1.1. 義務的施設の考え方

① 法律等で設置が義務付けられている施設

該当する施設は、市役所、子育て支援施設、学校教育施設、し尿等処理施設及び火葬場であり、これらの施設は必要不可欠な機能としてその維持存続は最優先すべきであると考えます。

今後も施設・機能の維持は市が行いますが、市役所、子育て支援施設及び学校教育施設は規模の見直しや市民サービス維持のための機能集約等を検討します。また、し尿等処理施設及び火葬場は、将来の利用需要を考慮した規模の適正化を図るとともに、施設の長寿命化を検討します。

② 法律等による設置義務はないが、市で業務を扱う必要がある施設

該当する施設は、各総合支所、図書館、児童館、学校給食施設、訪問看護ステーション等の保健・福祉施設、市立病院、市営住宅等で、上記①と同様に施設・機能の維持は今後も市が行いますが、機能は維持しつつ、複合化・多機能化や類似機能の集約等を検討します。

1.1.2. その他施設の考え方

③ 再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設

基本的に「義務的施設」以外は全て「その他施設」に区分され、必要な市民サービスの維持が可能であれば、必ずしも市が管理運営する必要がない施設であり、類似施設の統廃合や複合化・多機能化、地域や民間への譲渡等を積極的に検討します。

④ 既に廃止や民間移譲など方向性が明確な施設

これらに該当する施設は、廃止や民間譲渡等の方針が明確に示されているため、方針に基づく事業の推進を着実に図ることとします。

表 4-1. 公共施設機能別の再編・再配置の方向性 (1/5)

No.	大分類	中分類	施設数	義務的施設		その他施設	
				法律等で設置が義務付けられている施設 ①	法律等による設置義務はないが、市で業務を扱う必要がある施設 ②	再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設 ③	既に廃止や民間移譲など方向性が明確な施設 ④
1	行政系施設	庁舎等	10	1	9		
		その他行政系施設	2			2	
2	市民文化系施設	文化施設	3			3	
		集会施設	10		4	6	
3	社会教育系施設	図書館	8		8		
		資料館等	12		11	1	
4	スポーツ施設	プール	2			2	
		体育館	9			9	
		弓道場	2			2	
		武道場	3			3	
		屋内ゲートボール場	8			8	
		グラウンド・管理施設等	21		2	19	
5	産業系施設	観光施設	31		4	27	
		農林施設	43		3	40	
		温泉施設	10			10	
6	子育て支援施設	幼児・児童施設	23	18	4	1	
		保育施設	15	15			
7	学校教育施設	学校	21	21			
		その他教育施設	7		7		
8	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	15		3	12	
		障がい福祉施設	2		1	1	
		保健施設	1		1		
9	医療施設	医療施設	4		4		
10	市営住宅	市営住宅	51		51		
11	供給処理施設	供給処理施設	1	1			
12	その他	その他	47	1	34	2	10
合計			361	57	146	148	10
				203		158	

表 4-2. 公共施設機能別の再編・再配置の方向性 (2/5)

① 法律等で設置が義務付けられている施設 (57 施設)

No.	大分類	中分類	施設数	施設名	所管課
1	行政系施設	庁舎等	1	北杜市役所	企画課
6	子育て支援施設	幼児・児童施設	14	明野放課後児童クラブ、須玉放課後児童クラブ、高根東放課後児童クラブ、高根西放課後児童クラブ(低学年)、高根西放課後児童クラブ(高学年)、清里放課後児童クラブ、長坂東放課後児童クラブ、長坂西放課後児童クラブ、大泉東放課後児童クラブ、大泉西放課後児童クラブ、小淵沢放課後児童クラブ、白州放課後児童クラブ、武川放課後児童クラブ、つくしんぼルーム	子育て応援課
			4	高根はっぴいたんたん、長坂ひよこルーム(長坂共同福祉施設)、小淵沢ひまわりルーム(小淵沢共同福祉施設)、武川たんぽぽルーム	ほくとっこ元気課
		保育施設	15	明野保育園、須玉保育園・南部こども園、しらかば保育園、しらかば保育園さくら分園、みどり保育園、わかば保育園、長坂保育園、長坂保育園秋田分園、小泉保育園・北部こども園、長坂保育園日野春分園、いずみ保育園、小淵沢西保育園、小淵沢東保育園、白州保育園・西部こども園、武川保育園	子育て応援課
7	学校教育施設	学校	19	明野小学校、須玉小学校、高根東小学校、高根西小学校、高根北小学校、高根清里小学校、長坂小学校、泉小学校、小淵沢小学校、白州小学校、武川小学校、明野中学校、須玉中学校、高根中学校、長坂中学校、泉中学校、小淵沢中学校、白州中学校、武川中学校	教育総務課
			2	甲陵中学校、甲陵高等学校	甲陵中学校・高等学校
11	供給処理施設	供給処理施設	1	北部ふるさと公苑	環境課
12	その他	その他	1	北の杜聖苑	福祉課

表 4-2. 公共施設機能別の再編・再配置の方向性 (3/5)

② 法律等による設置義務はないが、市で業務を扱う必要がある施設 (146 施設)

【施設の統合や複合化の検討を必要とする施設】

No.	大分類	中分類	施設数	施設名	所管課
1	行政系施設	庁舎等	9	明野総合支所、須玉総合支所、増富出張所、高根総合支所、長坂総合支所、大泉総合支所、小淵沢総合支所、白州総合支所(はくしゅう館)、武川総合支所	企画課
2	市民文化系施設	集会施設	3	大泉総合会館、生涯学習センターこぶちさわ、甲斐駒センターせせらぎ	生涯学習課
			1	増富総合会館※1	須玉総合支所
3	社会教育系施設	図書館	8	明野図書館、すたま森の図書館、たかね図書館、ながさか図書館、金田一春彦記念図書館、小淵沢図書館、ライブラリーはくしゅう、むかわ図書館	中央図書館
		資料館等	11	埋蔵文化財センター、津金学校、浅川伯教・巧兄弟資料館、郷土資料館、考古資料館、史跡金生遺跡ふるさと歴史公園、史跡谷戸城跡ふるさと歴史公園、小淵沢収蔵庫※2、平田家住宅、白州収蔵庫※2、武川収蔵庫※2	学術課
4	スポーツ施設	グラウンド・管理施設等	2	須玉和田自然公園※3、須玉ふるさと公園※4	須玉総合支所
5	産業系施設	観光施設	4	清里駅前観光総合案内所、長坂駅前観光案内所、小淵沢駅前観光案内所、道の駅こぶちさわ観光案内所	観光課
		農林施設	3	道の駅南きよさと、道の駅こぶちさわ、道の駅はくしゅう	商工・食農課
6	子育て支援施設	幼児・児童施設	4	明野児童館、須玉さわやか児童館、いずみふれあい児童館、武川児童館	子育て応援課
7	学校教育施設	その他教育施設	2	高根清里小学校へき地教員住宅、高根北小学校へき地教員住宅	教育総務課
			5	北杜南学校給食センター、北杜北学校給食センター、小淵沢学校給食センター、武川学校給食センター、泉中学校学校給食調理場	学校給食課
8	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	3	塩川病院訪問看護ステーションつくしんぼ、八ヶ岳訪問看護ステーション、しおかほ福寿の里	健康増進課
		障がい福祉施設	1	障害者総合支援センター(かざぐるま)	福祉課
		保健施設	1	保健センター(子育て世代包括支援センター)	ほくとつこ元気課
9	医療施設	医療施設	4	塩川病院、甲陽病院、辺見診療所、白州診療所	健康増進課
10	市営住宅	市営住宅	51	富士見ヶ丘住宅、緑ヶ丘住宅、明野ひまわり団地、御所前団地、多麻団地、さつき団地、上の原団地、高根団地、新町団地、箕輪団地、大林団地、東尾根団地、高根みどり団地、五町田団地、黒沢団地、朝日ヶ丘団地、新井上団地、福祉村団地、長坂本町団地、大日向団地、高松団地、中之島団地、やまなみ団地、西田住宅、宮地住宅、井出原住宅、姥神住宅、山崎団地、平井出団地、新井団地、下笹尾団地、久保団地、松向団地、竹花2号団地、横手団地、宮の上団地、横手南団地、武川団地、巾下団地、武川さくら団地、みさき団地、就業促進住宅、みずがき住宅(小尾団地)、みずがき住宅(比志団地)、サンコーポラス須玉団地、サンコーポラス高根団地、サンコーポラス長坂団地、サンコーポラス小淵沢団地、サンコーポラス武川団地、子育て支援住宅須玉団地、子育て支援住宅大泉団地	住宅課

※1 塩川ダム建設に伴う条件として建設。

※2 古い資料、出土品等の管理のための防虫対策のほか、空調設備等適切に温度管理された専用施設が必要。

※3 和田の五輪の塔が存在する。

※4 若神子城跡(古城)が存在する。

No.	大分類	中分類	施設数	施設名	所管課
12	その他	その他	13	須玉駐車場、長坂高根駐車場①、長坂高根駐車場②、長坂高根駐車場③、八ヶ岳駐車場①、八ヶ岳駐車場②、小淵沢駐車場①、小淵沢駐車場②、小淵沢駐車場③(以上、中央高速バス利用者専用)、小淵沢第1駐車場、小淵沢ループ橋駐車場、武川保育園前駐車場①、武川保育園前駐車場②	企画課
			1	オオムラサキセンター※5	環境課
			16	増富温泉郷駐車場、清里駅西駐車場、清里駅前駐車場、清里駅南駐車場、清里大滝駐車場、甲斐小泉駅前駐車場、甲斐大泉駅南駐車場、甲斐大泉駅東駐車場、甲斐大泉駅西駐車場、大泉美し森駐車場、大泉鳥の小池駐車場、小淵沢駅前駐車場、小淵沢城山駐車場、白州大坊駐車場、白州尾白川溪谷駐車場、武川真原桜並木駐車場	観光課
			4	長坂駅前駐車場、長坂上町駐車場、日野春駅前駐車場、小淵沢第3駐車場	商工・食農課

※5 環境教育施設として、自然環境の保全や市民の知識・教養の向上のために不可欠な施設。

表 4-2. 公共施設機能別の再編・再配置の方向性 (4/5)

③ 再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設 (148 施設)

【再編・再配置や複合化・多機能化などを重点的に行う施設、地域や民間への譲渡を検討する施設】

No.	大分類	中分類	施設数	施設名	所管課
1	行政系施設	その他行政系施設	2	有線テレビ放送施設(旧高根ふれあいテレビ)、農村多元情報システム施設(旧にこにこすていしょん)	政策秘書課
2	市民文化系施設	文化施設	3	須玉農村総合交流ターミナル(須玉ふれあい館)、高根ふれあい交流ホール(ハケ岳やまびこホール)、長坂コミュニティ・ステーション	生涯学習課
		集会施設	4	明野総合会館、高根町農村環境改善センター、長坂町農村環境改善センター、白州総合会館(駐車場を含む)	生涯学習課
			1	大泉町いずみ活性化施設 ^{※6}	大泉総合支所
			1	白州町農村婦人の家	白州総合支所
3	社会教育系施設	資料館等	1	囲碁美術館	生涯学習課
4	スポーツ施設	プール	2	いずみプール、小淵沢B&G海洋センター	生涯学習課
		体育館	9	明野多目的屋内運動場、須玉総合体育館、高根体育館、長坂総合スポーツ公園(体育館)、大泉体育館、小淵沢総合スポーツセンター(体育館)、小淵沢東スポーツセンター(体育館)、白州体育館、武川体育館	生涯学習課
		弓道場	2	明野弓道場、武川弓道場	生涯学習課
		武道場	3	高根武道場、長坂総合スポーツ公園(柔剣道場)、大泉格技場	生涯学習課
		屋内ゲートボール場	6	長坂総合スポーツ公園(福祉公園・屋内ゲートボール場)、長坂B&G海洋センター(多目的屋内運動場)、大泉屋内ゲートボール場、小淵沢総合スポーツセンター(屋内ゲートボール場)、小淵沢東スポーツセンター(屋内ゲートボール場)、武川多目的屋内運動施設	生涯学習課
			2	泉温泉健康センター(屋内ゲートボール場)、白州福祉会館(屋内ゲートボール場)	観光課
		グラウンド・管理施設等	19	明野テニスコート、須玉のろしの里ふれあい公園、穂足スポーツ公園、清里スポーツ広場、高根総合グラウンド、高根総合グラウンド(テニスコート)、長坂総合スポーツ公園、長坂総合スポーツ公園(テニスコート)、長坂総合スポーツ公園(陸上競技場)、長坂総合スポーツ公園(福祉公園)、いずみふれあい公園、小淵沢総合スポーツセンター(管理事務所)、小淵沢東スポーツセンター(管理棟)、白州ふるさと交流センター、白州総合運動場、白州総合運動場(テニスコート)、白州運動広場施設、武川運動公園、武川テニスコート	生涯学習課
5	産業系施設	観光施設	25	体験工房あけの・薬膳ふるさと、みずがき山リーゼンヒュッテ、みずがき湖ビジターセンター、三分一湧水館、リフレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設「スパティオ小淵沢」、小淵沢町農林漁業体験学習館、花パークフィオーレこぶちさわ、こぶちさわ昆虫美術館、ヴィレッジ白州、尾白の森キャンプ場、白州・尾白の森名水公園(べるが)、明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」、みずがき山グリーンロッジ、市営宿泊施設「たかね荘」、林業休養センター「ハケ岳いずみ荘」、権現小屋、甲斐駒ヶ岳七丈小屋、青年小屋、甲斐大泉駅前観光案内所、美し森観光案内所、清里駅前広場、美し森展望休憩舎、大武川河川公園、舞鶴松緑地公園、神代公園	観光課
			2	長坂商店街活性化施設「おいでや」 ^{※7} 、長坂まちなか公園	商工・食農課

※6 農業経営の合理化、活性化を目的として県より譲与を受けた施設であり、目的外使用等をする場合は、その該当部分
を無償返還する協定を締結している。

※7 平成 34 年度を期限に商工会に無償貸付け、契約満了後は民間への譲渡等を含めて検討する。

No.	大分類	中分類	施設数	施設名	所管課
5	産業系施設	農林施設	21	小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設、白州町鳥原平活性化施設、須玉町農業体験農園施設(大正館)、高根クラインガルテン、アグリーブルむかわ、武川町市民農園・体験農園施設、武川町滞在型農園施設(コテージ)、武川町市民農園等管理棟、須玉津金ハーブ園、高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク(南ハヶ岳花の森公園)、明野町育苗センター、明野町農産物集出荷センター、明野町堆肥センター、江草農産物処理加工施設、たかね有機センター、高根町育苗施設(西割)、高根町育苗施設(北割)、高根町育苗施設(清里)、小淵沢町有機肥料供給センター、武川町麦類等乾燥調整施設、武川町農業機械センター	農政課
			14	明野町農村公園直売所施設、須玉町農林水産物直売・食材供給施設(おいしい市場)、須玉町おいしい学校、高根町林産物展示販売施設、地域食材提供施設「北甲斐亭」、高根町食彩工房きよさと※8、そば処いずみ、そば打ち体験館、武川町農産物直売センター、そばもやし生産施設、小淵沢町特産品開発センター、白州町農産物加工施設、武川町農畜産物処理加工施設、武川町無人精米所・低温保冷库	商工・食農課
			1	須玉全国植樹祭会場跡地公園	林政課
			1	いずみふれあい農業体験の家	生涯学習課
			3	高根町箕輪新町交流施設※9、たかね省エネルギー花き栽培施設※10、たかね花き野菜組織培養施設※11	高根総合支所
		温泉施設	10	明野ふるさと太陽館、健康増進施設「健康ランド須玉」、すたま自然健康村「増富の湯」、たかねの湯、泉温泉健康センター、甲斐大泉温泉(パノラマの湯)、スパディオ小淵沢(延命の湯)、白州・尾白の森名水公園(尾白の湯)、白州福祉会館(フォッサ・マグナの湯)、むかわの湯	観光課
6	子育て支援施設	幼児・児童施設	1	小淵沢共同福祉施設	子育て応援課
8	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	9	須玉町デイサービスセンター、高根町デイサービスセンター、大泉町デイサービスセンター、小淵沢町デイサービスセンター、武川町デイサービスセンター、明野ゆうゆうふれあい館、ながさかげんき百歳センター、大泉屋内スポーツ施設、元気アッププラザ	介護支援課
			1	武川町高齢者活動センター	福祉課
			1	小淵沢町高齢者健康づくりの家	生涯学習課
			1	明野小笠原高齢者憩いの家※12	明野総合支所
		障がい福祉施設	1	ながさかりハビリセンター	福祉課
12	その他	その他	1	小淵沢第2駐車場※13	企画課
			1	旧津金学校(屋内運動場・プール)	管財課

※8 平成34年度を期限に民間企業に有償貸付け、契約満了後は指定管理者による管理等を含めて検討する。

※9 自動継続契約により管理組合に管理委託しているが、今後、民間への譲渡等を含めて検討する。

※10 平成31年度を期限に個人(農家)に有償貸付け、契約満了後は民間への譲渡等を含めて検討する。

※11 平成29年度を期限に個人(農家)に有償貸付け、契約満了後は民間への譲渡等を含めて検討する。

※12 当面、現行どおり管理運営していくが、今後、民間への譲渡等を含めて検討する。

※13 平成25年度に検討した結果、当面そのまま管理運営することとされているが、今後、普通財産への移行等を含めて検討する。

表 4-2. 公共施設機能別の再編・再配置の方向性 (5/5)

④ 既に廃止や民間移譲など方向性が明確な施設 (10 施設)

No.	大分類	中分類	施設数	施設名	所管課
12	その他	その他	10	須玉町大豆生田農産物処理・加工施設、須玉町大和高齢者活動促進施設、須玉町藤田女性・若者等活動促進施設、須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設、須玉町森林環境ボランティア施設 上小倉コミュニティセンター、小淵沢町物産会館、小淵沢高野高齢者活動促進施設、小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設、小淵沢町久保農林水産物処理加工施設、小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設	生涯学習課

注) 生涯学習課所管の地域集会所施設 (10 施設) は、既に地域へ移管することが決定された施設。

1.2. 施設類型ごとの方針

1.2.1. 行政系施設

行政系施設には庁舎等が 10 施設、その他行政系施設（ケーブルテレビ施設）が 2 施設あります。

【庁舎等】

- ・ 庁舎等は、本市行政の中核施設であるため、提供される市民サービスについては継続することを基本とします。
- ・ 庁舎等は、これまで可能な限り既存の建物を有効活用する考え方で整備を行ってきましたが、庁舎等は行政機能の提供のみならず、地域交流や防災等の多様な機能を有していることから、そうした多様なニーズを充足できるよう計画的に整備を行っていきます。
- ・ 市民サービスの維持を図ることを最優先とし、組織・機構の見直し、各課の再配置を行う中で、直接サービスを提供する窓口の集約化等を図るとともに、効率的な事務執行ができる環境の整備に向けて検討していきます。
- ・ 複合化されていない総合支所については、効率的な事務スペースの配置を不断に実施し、他施設との複合化や民間への貸付け等による延床面積の縮減と施設の有効活用を図ります。



北杜市役所



明野総合支所

【その他行政系施設】

- ・ 指定管理者制度により管理・運営されているケーブルテレビ事業については、民間への譲渡を進めることとします。
- ・ 放送施設（旧局舎）については、民間への譲渡や貸付けを検討するほか、用途変更等による施設の有効活用を図ります。



有線テレビ放送施設
(旧高根ふれあいテレビ)

1.2.2. 市民文化系施設

市民文化系施設には、文化施設 3 施設と集会施設 10 施設があります。

【文化施設】

- ・文化施設については、アクセスの良い場所に立地しており利便性が高く、建物も比較的新しいことから、既存建物を活用する中で、近隣の類似サービスの集約化や他のサービスとの多機能化等を検討し、更なる利用向上に努めるとともに効率的な管理運営を行っていきます。
- ・3 施設とも比較的近距离に設置されていること、ホールの規模も類似していること、改修・更新もおおよそ同時期に迎えることなどから、今後、大規模な改修が必要になった場合に、効率的な配置ができるよう検討していきます。



須玉農村総合交流ターミナル
(須玉ふれあい館)

【集会施設】

- ・地域交流や市民活動の拠点として、サービス水準の低下を招かない取組を最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、今後の維持管理費、改修費等を勘案し、最も効果的な対応を行うよう検討を進めます。
- ・大規模改修や建替えの際は、施設の利用圏域を考慮した上で、類似サービスの集約化や他施設で提供されるサービスの複合化等の可能性についても検討し、施設の有効活用を図ります。



甲斐駒センターせせらぎ

1.2.3. 社会教育系施設

社会教育系施設は、図書館 8 施設、資料館等 12 施設、合計 20 施設で構成されています。

【図書館】

- ・図書館は、図書その他資料の提供はもとより、市民の生涯学習の拠点でもあることから、サービスの継続を基本としますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、長期的な視点から規模の見直しや機能集約等の検討を進めていきます。



たかね図書館

【資料館等】

- ・施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設の在り方を検討していきます。
- ・文化財指定等の建造物は、その文化財価値の維持・向上と、諸課題（老朽化対策、バリアフリー化、利便性向上、耐震補強、防災・防犯等）の解消との両立を目指します。



考古資料館

1.2.4. スポーツ施設

スポーツ施設には、プール 2 施設、体育館 9 施設、屋内ゲートボール場 8 施設等、合計で 45 施設あります。

【プール、体育館、弓道場、武道場、屋内ゲートボール場、グラウンド・管理施設等】

- ・スポーツ施設については、機能やサービスの重複がみられることから、地域ニーズ、利用者の動向、学校施設との機能分担を見極めながら大規模改修・更新時の規模縮小や他施設との多機能化・複合化を検討し、保有量の縮減を図ります。
- ・施設の維持管理・運営については、各施設の利用状況を踏まえ、施設の維持管理等に民間のノウハウやサービスを適切に導入し、効率的な維持管理とサービスの維持に努めます。
- ・老朽化が進み、かつ、耐震改修が未実施である施設や、利用実績が減少若しくは実績のない施設については、費用対効果等の様々な面から統廃合や機能・規模の見直しを検討していきます。



明野弓道場



白州運動広場施設

1.2.5. 産業系施設

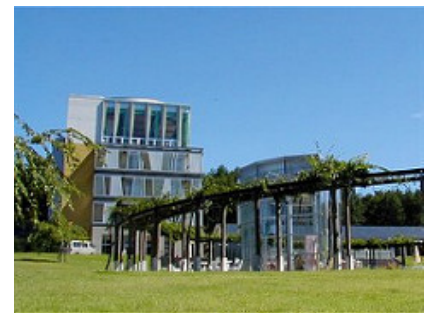
産業系施設は、大分類では最も施設数が多く、観光施設が 31 施設、農林施設が 43 施設、温泉施設が 10 施設と全部で 84 施設あります。

【観光施設】

- ・観光施設は、本市の豊かな自然を活用した施設であるとともに、宿泊可能な施設もあることから、特に夏季の観光シーズンには多くの利用者が訪れます。今後においては、地域の特性を生かしたイベント開催や快適な利用環境の創出等により、集客性の向上に努めます。また、点検や修繕を随時行い、利用者の安全確保に努めます。
- ・建物管理も含めた積極的な民間活用により、維持管理費の抑制を図るとともに、今後も引き続きサービスの質の維持や収益性を高める取組を検討していきます。
- ・利用率が低く維持管理コストが高くなっている施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう利用需要に応じた施設の有効活用を検討するほか、保有量の縮減を図るため、施設の譲渡や廃止も視野に入れ、施設の在り方を検討していきます。



清里駅前観光総合案内所



リフレッシュビレッジこぶちさわ
「スパテリオ小淵沢」

【農林施設】

- ・建物管理も含めた積極的な民間活用等により、維持管理費の抑制を図るとともに、今後も引き続きサービスの質の維持や収益性を高める取組を検討していきます。
- ・利用率が低く維持管理コストが高くなっている施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう利用需要に応じた施設の有効活用を検討するほか、保有量の縮減を図るため、施設の譲渡や廃止も視野に入れ、施設の在り方を検討していきます。
- ・農業生産者や農産物加工者等の特定の市民に利用されている施設については、地域団体等に施設を譲渡する方向で検討していきます。譲渡に当たっては、財産の保有の在り方や経営支援の在り方について協議していくこととします。



高根クラインガルテン



明野町育苗センター

【温泉施設】

- ・温泉の性質上、設備の腐食が進みやすい特徴があるため、早い段階で老朽化に対する点検を行うとともに、計画的な修繕の実施により、施設を適正に維持管理していきます。
- ・利用者が安心して施設を利用できるように、指定管理者と連携しながら安全の確保を図ります。
- ・施設の老朽化による維持管理費が増大し、本市の財政を圧迫することが想定される中、これら温泉施設の運営方針をどのように見直していくか今後の大きな課題となっています。経営的な視点から、利用状況や運営方法等を検証し、施設の譲渡等も視野に入れ、施設の長期的な在り方を検討していきます。



白州・尾白の森名水公園
(尾白の湯)



むかわの湯

1.2.6. 子育て支援施設

子育て支援施設には、幼児・児童施設が 23 施設、保育施設が 15 施設、合計で 38 施設あります。

【幼児・児童施設】

- ・放課後児童クラブは、本市の小学生を対象に、保護者が労働や病気等により、放課後に家庭で児童を保育することができない場合に、保護者の代わりに児童を保育することを目的として各小学校区に設置された施設であり、サービスの継続を基本としますが、児童数の将来推移や社会情勢等の変化を視野に入れ、教育委員会と連携を図る中で、中長期的な整備の検討を行うこととします。
- ・児童館は、児童福祉法に基づき、子どもたちに健全な遊びを提供し、子どもたちの心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設であり、サービスの継続を基本としますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、長期的な視点から規模の見直しや機能集約等の検討を進めていきます。
- ・つどいの広場や子育て支援センターは、多様なニーズに対応するために、子育て世代に欠かすことのできない施設として、公共施設で空きスペースとなる施設の利活用等、施設総量の抑制を検討していきます。また、施設の維持管理面においては、長寿命化や適切な維持補修等により、維持管理費用や更新費用の抑制を図ることとします。



清里放課後児童クラブ



長坂東放課後児童クラブ

【保育施設】

- ・保育園は、児童福祉法に基づき、保護者が労働や病気等により、日々家庭で児童を保育することができない場合に、保護者の代わりに児童を保育することを目的として設置された施設であり、サービスの継続を基本としますが、「北杜市保育園充実プラン」に基づき、適正規模、適正配置を行っていきます。
- ・施設においては老朽化が進んでいる状況にあり、園児の安全な保育ができる環境を維持することを第一優先として、「北杜市立保育園施設整備計画」を策定し、必要に応じた部分改修、大規模改修又は建替えを行い、園児数の将来推移や社会情勢等の変化も視野に入れた、中長期的な整備を計画的に行うこととします。



しらかば保育園



わかば保育園

1.2.7. 学校教育施設

学校教育施設には、学校が 21 施設、その他教育施設が 7 施設あります。

【学校】

- ・ 小学校については、「高根地区小学校統合計画（平成 27 年 5 月）」に従い統合計画を進めます。また、「北杜市小学校施設中長期保全化計画」を策定（高根北小、高根清里小を除く 9 校）し、児童数の将来推移や社会情勢等の変化も視野に入れた、中長期的な整備を計画的に行うこととします。
- ・ 中学校については、長寿命化や適切な維持補修等により、維持管理費用や更新費用の抑制を図るとともに、学校規模や教育環境の改善に向けた検討を進めていきます。
- ・ 高等学校については、施設の計画的な維持補修等を実施していきます。
- ・ 児童生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう教育環境及び安全の確保を図るとともに、学校施設としての機能のほかにも防災拠点等の重要な機能も併せ持っていることから、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。



長坂小学校



高根中学校

【その他教育施設】

- ・ へき地教員住宅については、今後の小学校の統廃合の進行に伴い、廃止や用途変更等の検討を行うこととします。
- ・ 学校給食センター及び学校給食調理場については、小学校の統廃合を踏まえつつ、引き続き、安全・安心でおいしい給食の提供と効率的な施設運営の両立を図ることとしますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、長期的な視点から類似機能の集約等の検討を進めていきます。



高根清里小学校へき地教員住宅



北杜南学校給食センター

1.2.8. 保健・福祉施設

保健・福祉施設には、高齢者福祉施設が 15 施設、障がい福祉施設が 2 施設、保健施設が 1 施設、合計で 18 施設があります。

【高齢者福祉施設】

- ・老年人口は増加しているものの、民間による類似サービスの拡大や高齢者の価値観・意識の多様化等の背景もあることから、「北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画（ほくとゆうゆうふれあい計画）」との整合を図る中で、今後の高齢者福祉の需要や市民ニーズ等を踏まえながら、サービス提供の在り方や施設配置等の見直しを検討していきます。
- ・介護老人保健施設は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し自宅での生活復帰を目指す施設であること、また、訪問看護ステーションについては、在宅看護の拠点としてその役割は重要であることから、サービスの継続を基本としますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、長期的な視点から規模の見直しや機能集約等の検討を進めていきます。



武川町デイサービスセンター



明野小笠原高齢者憩いの家

【障がい福祉施設】

- ・障がい福祉を推進し、社会参加を一層促進すること、また、障がい者の生活支援の拠点として、障がい福祉施設の果たす役割は重要であることから、サービスの継続を基本としますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、長期的な視点から規模の見直しや機能集約等の検討を進めていきます。



障害者総合支援センター
(かざぐるま)

【保健施設】

- ・保健センターは、保健事業の企画・調整等を担う拠点としての役割に加え、子育て世代における身近な相談から支援までの包括的な機能を併せ持つ施設であることから、サービスの継続を基本としますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、長期的な視点から規模の見直しや機能集約等の検討を進めていきます。



保健センター
(子育て世代包括支援センター)

1.2.9. 医療施設

医療施設は4施設あります。

【医療施設】

- ・市民の健康づくりを担う上で市立病院の果たす役割は極めて重要なものであり、市内には2つの市立病院のほか、2つの診療所が設置されていることから、両者が連携しながら、それぞれの役割を果たしていく必要があります。
- ・地域住民から信頼され安全・安心な医療を提供していくために、今後も黒字化を図るための諸改革を進め、病院経営の健全性を確保していくとともに、必要な改修や設備等の更新を行っていきます。
- ・超高齢社会を控え、医療施設は、在宅の高齢者が安心して暮らしていける地域の支えになることが求められます。地域医療を担う立場から、在宅医療やへき地医療への要請にも応えられる機能や施設の整備を検討していきます。



塩川病院



甲陽病院

1.2.10. 市営住宅

市営住宅は51施設あります。

【市営住宅】

- ・市営住宅については、機能維持を基本としつつ、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき適正な維持管理を行うとともに、活用計画に基づく用途廃止・維持保全・全面的改善・建替え・耐震化等を計画的に推進します。
- ・既に用途廃止された施設については、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき有効活用を進めるものとします。
- ・少子高齢化等の社会情勢に応じた効果的で効率的な運営を図るため、将来的には駐車場使用料等の在り方についても、負担の公平性の観点から検討する必要があります。また、民間活力を活用した新たな仕組みについても検討する必要があります。



高根団地



山崎団地

1.2.11. 供給処理施設

供給処理施設 1 施設は、法律等で設置が義務付けられている施設です。

【供給処理施設】

- ・供給処理施設（し尿等処理施設〈北部ふるさと公苑〉）は、快適な日常生活を営む上で、また、環境衛生上必要不可欠な施設として維持していく必要がありますが、将来の人口動態や生活排水処理動向を考慮した施設規模の適正化や長寿命化等の整備を検討していきます。



北部ふるさと公苑

1.2.12. その他

その他に分類される施設は 47 施設あります。

【その他】

- ・火葬場（北の杜聖苑）は、市民生活に必要不可欠なサービスを提供するために必要な施設として維持していく必要がありますが、施設の長寿命化等を検討するとともに、広域的な視点での合理化が見込まれる場合には他団体との広域連携等についても検討していきます。
- ・駐車場については、長寿命化や適切な維持補修等により、維持管理費用や更新費用の抑制を図りながら当面は維持することとしますが、利用状況や地域環境等を見極めつつ、適正な管理と見直しを進めていきます。



北の杜聖苑

1.2.13. 普通財産

行政財産以外の財産として普通財産があります。

【普通財産】

- ・普通財産については、積極的な利活用を推進するほか、状況によって売却や除却も検討していきます。
- ・貸付物件については、適正な賃貸料による貸付けを行うことで歳入確保に努めます。



旧増富中学校

2. インフラ

インフラは、市民生活や経済活動を支える重要な施設であり、必要なインフラの機能を安全かつ持続的に維持していくことが求められます。

財政的制約が強まる中、維持管理作業や調査・点検作業等の合理化を進めるとともに、新設や更新の際には設計段階から維持管理・調査・点検作業に適した設計となっているかをチェック項目に加えます。さらに、ICT²³を活用した市民からの情報提供システムを導入することなどで、必要最小限の人材で効率的な維持管理を行う仕組みの構築を検討します。

また、維持補修に係る費用の縮減と併せて、更新等に係る予算の平準化が求められることから、これまでの「事後保全」の考え方から「予防保全」の考え方へとシフトしていく必要があります。

なお、インフラについては、所管部署において施設類型ごとに個別計画が定められていることが多いことから、本計画の策定後は個別計画の見直し時期を捉え、本計画との整合を図りながら個別計画を策定するものとします。また、個別計画にはない新たな視点として、社会構造の変動により不要となるインフラ資産がないかを計画の見直し時期等を活用して随時確認することとします。

また、利用需要の変化に応じた総量最適化を常に検討するとともに、業務の見直しによる効率化や PPP（公民連携）の考え方に基づく民間のノウハウや資金の活用等にも積極的に取り組み、所定の機能を維持しながら施設を長寿命化させることや、施設総量の抑制やライフサイクルコストの縮減等を行うことで、資金の適正な活用と管理を目指します。

²³ 情報通信技術のこと。

2.1. 道路

- ・「北杜市道路整備基本計画」及び「北杜市舗装長寿命化修繕計画」に基づき整備を進めていきます。
- ・維持管理作業や調査・点検作業等の合理化を進めるとともに、打換え工事（オーバー・レイ）については、安全・安心が確保できる範囲内での適正な管理水準を設定し、費用の縮減を図ります。
- ・計画の見直し時期においては、利用需要の変化に応じて計画の中止や廃止を含む道路網の再構築を検討します。
- ・「北杜市舗装長寿命化修繕計画」の対象は一部の路線に限られているため、今後は道路全体の舗装状況を把握し、計画的な維持管理ができる仕組みを検討します。



市道江草・小笠原線

2.2. 橋りょう

- ・「北杜市橋梁長寿命化実施計画」に基づき、計画的な維持管理を実施することで長寿命化を図り、維持管理コストの縮減に努めます。
- ・「北杜市橋梁長寿命化実施計画」の対象は主に橋長 5m 以上の橋りょうとしているため、今後は対象外の橋りょうについても計画的な維持管理ができる仕組みを検討します。
- ・計画の見直し時期においては、利用需要の変化に応じて、利用頻度が極端に低い橋りょうや維持管理が極めて困難な橋りょう、更新に投下する費用に見合う便益が見込めない橋りょう等については、廃止・撤去も併せて検討します。



流川橋

2.3. トンネル

- ・「北杜市トンネル長寿命化修繕計画」等を策定し、計画的な維持管理を実施することで維持管理コストの縮減に努めます。



多麻トンネル

2.4. 上水道

- ・施設の老朽化、人口減少等による料金収入の減少等、経営環境が厳しさを増している中で、地方公営企業法の適用により、経営基盤の強化と財政マネジメントに取り組み、効率的な事業運営に努めます。
- ・地方公営企業会計の導入による固定資産台帳の整備と施設の状況把握に努め、施設の長寿命化や重要度・緊急時対応等に考慮した「北杜市水道事業中長期整備計画」を策定し、効率的かつ効果的な施設整備に取り組みます。
- ・中長期的視点に立ち、収益的・資本的収支見直しを行い、効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する「アセットマネジメント」に取り組みます。



女取第1配水池

2.5. 下水道

- ・「北杜市下水道施設長寿命化計画」、「農業集落排水施設最適整備構想」及び「北杜市下水道アクションプラン」等の個別計画に基づき、施設の統廃合といった経営合理化に伴う施設管理の適正化を目指すほか、地方公営企業法の適用により、将来にわたり安定的に下水道事業を継続していきます。
- ・地方公営企業会計の導入による固定資産台帳の整備と施設の状況把握に努め、施設の維持管理コストの縮減に努めるとともに、「北杜市下水道 BCP²⁴」により災害時への対応にも努めます。



須玉第一浄化センター

²⁴ BCP (Business continuity planning：事業継続計画) とは、災害発生時に短期間で重要な機能を再開し、事業を継続するための対応方針を定めた計画のこと。

第5章 公共施設の統廃合による財政的効果の検証（シミュレーション）

本章では、前章で示した公共施設機能別の再編・再配置の方向性①から④（P34の表4-1参照）のそれぞれの施設について、本市が公共施設の統廃合を進める上で、総延床面積の削減目標をどの程度に設定すれば、現状、投資している公共施設整備資金との均衡が保てるか、幾つかの条件の下、更新費用推計シミュレーションにより検証を行いました。なお、本計画期間は30年であることから、本章における効果検証についても30年間を期間として検証することとします。

1. ケース別の条件設定

大規模改修及び更新に要する資金額を推計する条件として、6つのパターンに分類しました。

施設の更新の条件としては、既に廃止や民間譲渡等が決まっている方向性④を対象外とした上で、「方向性①から③までの全量を更新（ケース1）」、「方向性①の必要量を更新、方向性②を2施設から1施設に統廃合、方向性③を3施設から1施設に統廃合（ケース2）」、「方向性①を2施設から1施設に統廃合、方向性②を3施設から1施設に統廃合、方向性③を更新しない（ケース3）」の3つのケースを想定しました。

次に、大規模改修について、それぞれのケースについて、「全施設を対象に行う場合(A)」と「方向性①の施設のみ大規模改修を行う場合(B)」の2つの条件を設定し、合計6パターン（3ケース×2条件）について推計を行いました。

なお、本推計での対象施設は、本計画期間中に更新時期を迎える施設としていますが、本市が保有する公共施設は比較的新しい施設が多いことから、向こう30年の間に更新時期を迎える施設は総延床面積50.62万㎡のうち11.87万㎡と全体の約4分の1程度にとどまる見通しです。

また、推計条件等は、「第2章」の「4. 公共施設等の更新費用の推計」に準じます。

表5-1. 用語の定義

大規模改修	施設全体を対象に、経年劣化した部位や耐用年数を迎えた設備等の機能・性能を一度に（大規模）に改修することをいう。なお、改修とは、劣化した建物等の機能・性能を所定の基準まで改善することをいう。
更新	施設を再建設（建替え）、劣化した部位・部材あるいは機器を新しいものに取り替えることをいう。
更新費用	大規模改修の費用と、更新の費用の合計のことをいう。

表5-2. ケース別、再編・再配置の方向性別の統廃合の条件の設定

	方向性①	方向性②	方向性③	方向性④
	法律等で設置が義務付けられている施設	法律等による設置義務はないが、市で業務を扱う必要がある施設	再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設	既に廃止や民間移譲など方向性が明確な施設
ケース1	全量更新	全量更新	全量更新	対象外
ケース2	必要量の更新	2施設を1施設に統廃合する	3施設を1施設に統廃合する	
ケース3	2施設を1施設に統廃合する	3施設を1施設に統廃合する	更新しない	

注) 統廃合は施設の更新時期に実施することを前提とする。

注) 統廃合の条件設定に当たっては、施設の機能や分類等は考慮せず、更新を迎えた施設を機械的に振り分けている。

注) 表中の①～④は、P34の表4-1参照。

表 5-3. 大規模改修時の条件等

大規模改修の条件		備 考
A	全量改修	—
B	①のみ改修 (市役所の一部建物を除く)	法律で義務付けられている施設①のみ大規模改修を行う。 ただし、市役所の一部建物は構造がプレハブであるため、 大規模改修を行うことを想定しない。

注) 表中の①は、P34 の表 4-1 参照。

2. 推計結果

推計の結果、大規模改修及び更新に要する資金需要は、それぞれのケースにおいて大きな差が生じる結果となりました。

直近 5 年間の公共施設の整備・改修資金の平均値である 11.1 億円との比較では、多いものでケース 1 の(A)が 3.4 倍、少ないものではケース 3 の(B)が 1.0 倍となっています。

また、延床面積の削減割合でみると、ケース 1 は方向性④を除く全量更新のため総延床面積は変わりませんが^{※1}、更新時期の到来とともに縮減を行うケース 2、ケース 3 では、本推計において対象としている施設の全てが更新を終えた段階での削減率は、ケース 2 では約 3 割、ケース 3 では約 6 割縮減となります。

パターンごとの推計結果をみると、ケース 1 の(A)及び(B)では、それぞれ直近 5 年間の水準との比較において、いずれも大きな離が残ります。(ケース 1 の(A)は 3.4 倍、ケース 1 の(B)は 1.7 倍。)

ケース 2 の(A)では、年間の公共施設の更新費用は 33.7 億円となり、直近 5 年間の水準の 3.0 倍程度と全量更新するケース 1 の(A)とほぼ同程度で削減効果はそれほど大きくありませんが、ケース 2 の(B)では、年間の公共施設の更新費用は 15.5 億円となり、直近 5 年間の水準の 1.4 倍程度まで引き下げる効果が期待できます。

一方、ケース 3 の(B)では、年間の公共施設の更新費用は 10.8 億円となり、直近 5 年間の水準とほぼ同程度の額にまで削減できる結果となりますが、更新時期を迎える施設の延床面積が 6 割以上縮減されることによる市民サービスへの影響等を考慮すると、ケース 3 はあまり現実的とは考えられません。

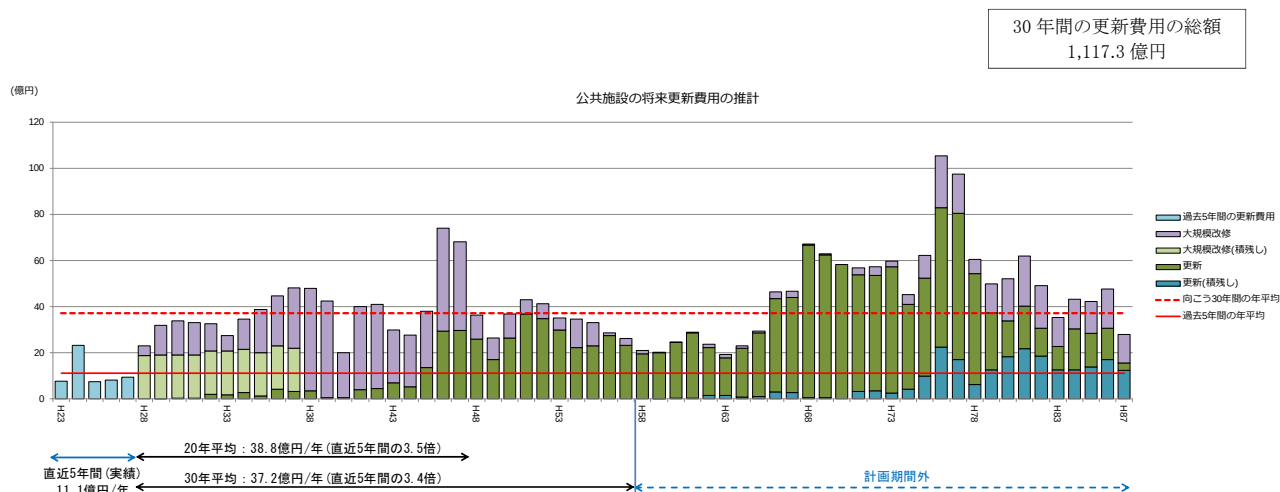
表 5-4. ケース別更新費用のシミュレーション推計額(30 年間)

		30年後の延床面積				30年間の更新費用（H28～H57）			
		総延床面積 （万㎡）	30年間に おいて更新対象と なる延床面積 （万㎡） ＜ a ＞	削減面積 （対更新対象） （万㎡） ＜ b ＞	削減率 （対更新対象） （％） ＜ b ＞ / ＜ a ＞	更新費用 （億円／年） ＜ c ＞	削減額 （対全量更新） （億円／年）	削減率 （対全量更新） （％）	直近 5 年間の 年平均値 （ d : 11.1 億 円／年） との比 ＜ c ＞ / ＜ d ＞
ケース 1	A	50.62 ※1	11.87	0.00	0.0	37.2	0.0	0.0	3.4
	B					19.1	▲18.1	▲48.7	1.7
ケース 2	A	47.37		▲3.25	▲27.4	33.7	▲ 3.5	▲ 9.4	3.0
	B					15.5	▲21.7	▲58.3	1.4
ケース 3	A	42.97		▲7.65	▲64.4	29.0	▲ 8.2	▲22.0	2.6
	B					10.8	▲26.4	▲71.0	1.0

※1 方向性④の施設は、既に廃止や民間譲渡など方向性が明確であり本推計の対象から除外していることから、総延床面積に変化はない。

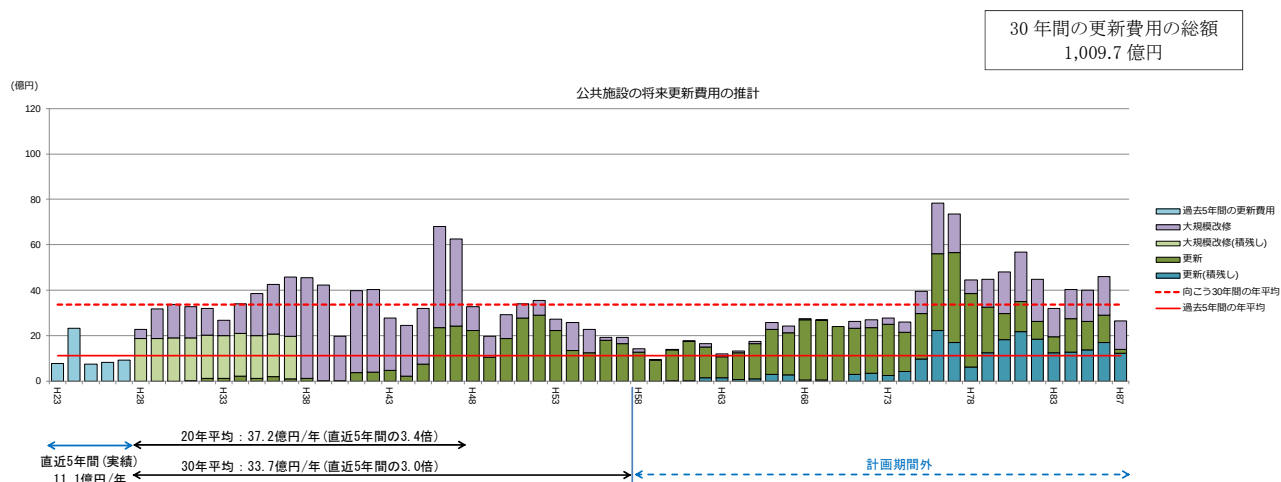
〈全量更新〉

公共施設を全て更新した場合、30年間の更新費用は1,117.3億円、1年当たり37.2億円の経費が必要であり、この金額は、直近5年間の年平均値11.1億円の約3.4倍に相当します。



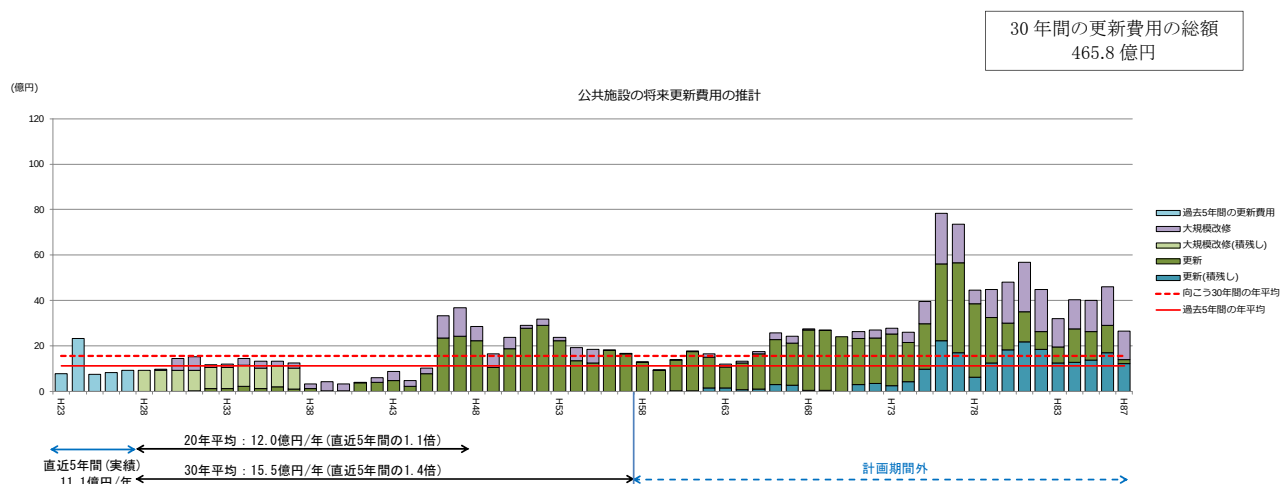
〈ケース2(A)〉

全施設大規模改修を行い、更新時にはそれぞれの条件で統廃合した場合の30年間の更新費用は1,009.7億円であり、1年当たり33.7億円の経費が必要となります。この金額は全量更新とほぼ同規模です。直近5年間の年平均値(11.1億円)との比較では3.0倍に相当します。



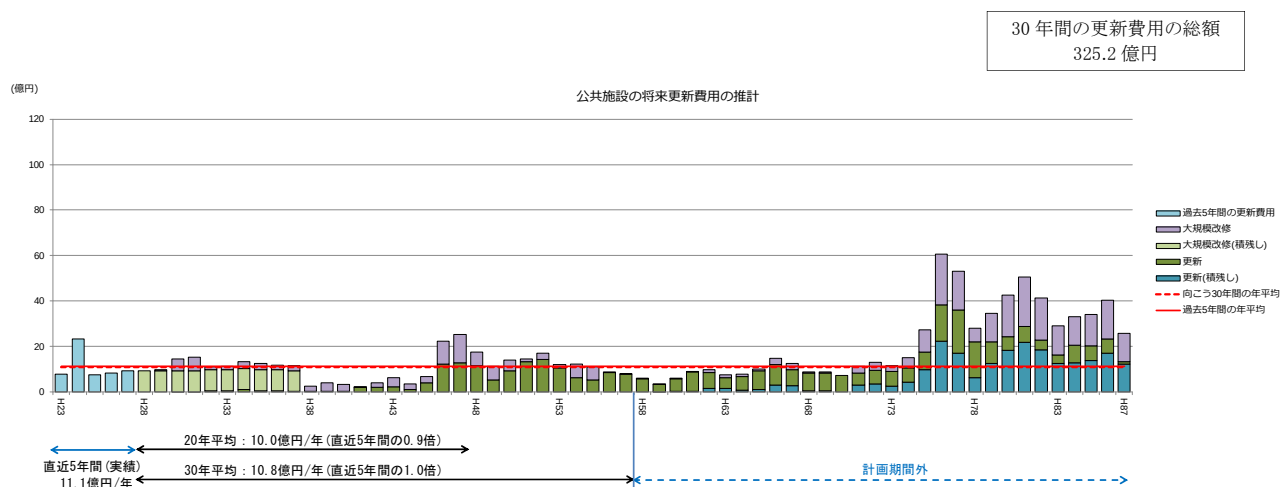
〈ケース 2(B)〉

方向性①の施設（市役所の一部建物を除く）のみ全施設大規模改修を行い、更新時には方向性②、③の施設をそれぞれの条件で統廃合した場合の30年間の更新費用は465.8億円であり、1年当たり15.5億円の経費が必要となります。この金額は全量更新に比べ21.7億円少なく、率にすると58.3%の削減効果が得られます。直近5年間の年平均値（11.1億円）との比較では1.4倍に相当します。



〈ケース 3(B)〉

方向性①の施設（市役所の一部建物を除く）のみ全施設大規模改修を行い、更新時には方向性①、②の施設をそれぞれの条件で統廃合し、方向性③の施設を更新しない場合の30年間の更新費用は325.2億円であり、1年当たり10.8億円の経費が必要となります。この金額は全量更新に比べ26.4億円少なく、率にすると71.0%の削減効果が得られます。直近5年間の年平均値（11.1億円）との比較ではほぼ同額となります。



3. 検証結果に基づく考察

公共施設の削減目標の設定に当たっては、財政面のみならず、人口の動向、広大な市域を有する本市の特性、施設の状況や利用者への影響等を総合的に勘案する必要があります。

更新費用推計シミュレーションによると、今後30年間に必要とされる更新費用の総額は1,117億円（37.2億円/年）となっており、将来投資見込額333億円（過去5年間の年平均値11.1億円の30年分）との比較では、30年間で784億円（26.1億円/年）の財源不足が予想されることから、今後30年間の更新費用を7割程度削減する必要があることが分かります。更に更新費用は公共施設の延床面積に比例することから、施設の延床面積についても同程度削減する必要があるともいえます。

また、ケース3の(B)の推計によると、今後30年の間に更新時期を迎える施設の延床面積を7割程度縮減することにより、直近5年間の年平均値（11.1億円）とほぼ同程度の水準に到達できる結果となりますが、施設総量を7割程度削減することは、市民サービスへの影響等を考慮すると大変厳しい数値目標であり、限られた財源の中で提供サービス水準をできる限り維持していくことに重きを置いた場合、本市においては、ケース2のように更新時期を迎える施設の延床面積を3割程度削減とすることが現実的と考えられます。

そこで、同ケースにおいて、方向性①の施設（市役所の一部建物を除く）のみ全施設大規模改修を行い、その他の施設は大規模改修を行わないという条件（ケース2の(B)）では、更新費用は1.4倍にまで圧縮されますが、依然として不足額は大きいため、この条件を削減目標とするためには更に一步踏み込んだ縮減に取り組む必要があります。

そのため、本計画の目標を設定するに当たっては、ケース2の(B)の結果や前述の要因等を総合的に勘案し、本計画期間である30年間のうちに更新時期を迎える施設の総延床面積を3割程度削減していくことを当面の目標とし、計画期間中に更新時期を迎える施設の延床面積の縮減を着実に実行していく必要があります。

さらに、本市においては、サービスが重複する同種施設を多く抱えていることや、人口規模に対して過大な施設を保有しているという課題解決を同時に図る必要があるため、耐用年数を迎える前の段階から類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡等を並行して進めていくことが求められることとなります。

以上のような施設の再編・再配置の取組を進めることで、延床面積減少による維持管理費の削減効果も期待できること、また、民間活力の推進等により管理運営費の削減を図るなどの間接的要因による経費削減を見込んで、将来の更新費用と財源との均衡を目指していく必要があると考えられます。

なお、本計画期間内において、今後の施設更新によって削減される効果や統廃合によってもたらされる効果等、30年間の取組による成果の検証や、その時点での社会経済情勢、本市の財政状況等を踏まえた中で、必要に応じてシミュレーションを行うとともに、本計画の期間以降についても継続的に計画の策定を検討していく必要があります。

図 5-1. 考察に基づく将来目標の方向性

【縮減を着実に実行】

- ① 更新時期を迎える施設の総延床面積を 30%程度縮減する

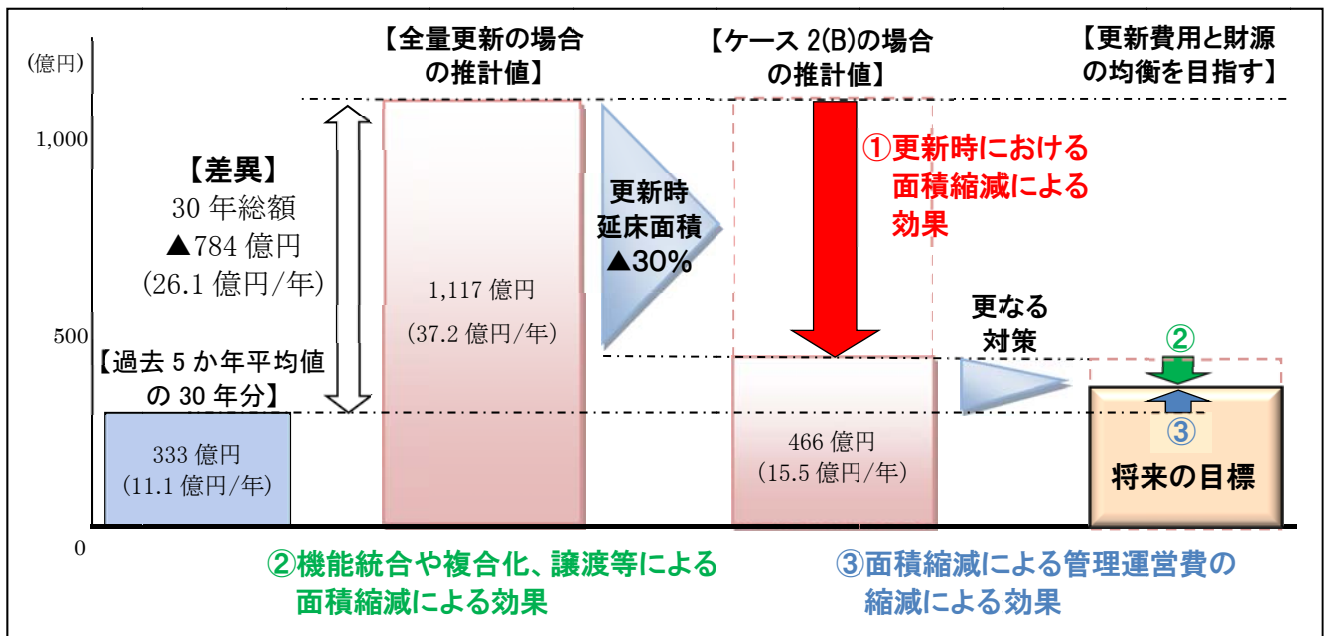
【本市の課題解決】

- ② 類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡等を並行して進める

【間接的要因による経費削減】

- ③ 民間活力導入の推進や面積縮減に伴う管理運営費の削減

図 5-2. 将来の更新費用と財源の均衡を目指したイメージ



北杜市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発行・編集：北杜市役所 企画部 企画課

住所：〒408-0188

山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1

電話：0551-42-1111（代表） FAX：0551-42-1122

ホームページ：<http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/>